滋賀県地域防災計画 修正案の概要

(風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編)

趣旨

県地域防災計画について、東日本大震災以降、県で具体的に検討や取組を進めてきたことや 国による災害対策基本法や防災基本計画の改正を反映した修正を行う。

主な修正項目

1 民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用した救援物資等の確実、効率的な供給 体制の構築

- ・ 陸上輸送拠点等に民間の倉庫等を指定し、拠点として利用する。
- ・ 災害対策本部に民間の物流事業者を中心とした輸送調整所を設置。
- ・ 発災当初、被災地に確実に物資を送り込むためのプッシュ型輸送の実施等について 記載。
- 燃料供給計画(連絡体制の確保や対象車両の選定、優先供給等)を記載。

2 広域避難(広域一時滞在)に係る仕組み、避難者への支援体制づくり

- 他市町、他府県からの避難者受入計画の策定。
- ・ 広域避難所の設定、県による広域避難所設置について検討。
- 広域一時滞在(広域避難)の実施方針を記載。
- ・ 県外避難者の受け入れ、避難者への支援について記載。

3 災害時要援護者対策の強化

- 滋賀県社会福祉協議会を指定地方公共機関に位置づけ。
- ・ 市町による避難支援プランの策定を明記。
- 避難支援で、行政の保有する災害時要援護者名簿を活用することを明記。
- ・ 福祉避難所の設置、旅館・ホテル等の借り上げによる多様な避難所の確保、要援護者 の輸送手段の確保。

4 県の災害対応体制の強化

- 被害甚大な市町へ、情報収集等のため県から連絡員を派遣することを明記。
- 関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援、受援について記載。

主な修正項目

5 災害ボランティアへの対応強化

・ 常設の県災害ボランティアセンターを設置し、市町ボランティアセンターの活動体制 づくり等の支援、災害時のボランティアのニーズ把握の実施等、受け入れや派遣にあ たっての基本事項を明記。

6 防災活動や地域防災計画の策定への女性の視点の反映

- 女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した防災の推進。
- ・ 避難所における女性の視点への配慮を明記。

7 災害警備活動等の充実・強化

- ・ 県警察による平常時からの体制整備のため「災害警備実施体制の整備」と、復旧期に 「治安の確保および交通対策」の節を新設。
- ・ 防災上特に重要な県有施設として、交番・駐在所を追加。
- ・ 住民等への情報伝達、要援護住民の避難誘導、検視活動、遺族への心のケア等 (グリーフケア)、治安の確保等を追加。
- ・ 復旧・復興に関する全ての事務作業等について暴力団排除を明記。

8 その他

- ・ 「南海トラフ巨大地震モデル検討会」報告における県内での市町別最大推定震度 等について参考として記載。
- ・ 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の修正を反映。
- ・ 過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓・伝承を後世に継承されるよう努める ことを追加。
- ・ 危機管理センターの具体化に伴う概要、機能等に関して記載。
- ・ 県による地震被害想定実施を記載。
- ・ 災害応急対策計画に「帰宅困難者対策」の節を新設。

第1章 総 則

<u> </u>	ı	
項目	頁	修正要旨
第1節 計画の方針	1	第1 計画の目的(修文) 防災上必要となる諸計画について、県、市町、指定地方 行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の役割を 明らかにして災害対応体制を整備することにより、住民 の生命、身体および財産を保護することを目的とする。 第2 計画の基本方針 被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、以下の項目毎に取組み方針を設定・整理 1 災害に強い県土づくり 2 自主防災体制の確立 3 災害時要援護者への支援、多様な視点による対応 4 防災関係機関相互の協力体制の推進 5 警戒避難体制の整備 6 防災拠点施設の整備および物資の備蓄
第2節 各機関の実施責任と 処理すべき業務の大綱	2 3 4 5	第2 処理すべき事務または業務の大綱 ・県・市町の業務に、災害ボランティア活動の支援を明記 ・近畿管区警察局の業務に警察災害派遣隊の創設を反映 ・指定公共機関として、NTT コミュニケーションズ(株)、 KDDI(株)、(株)NTTドコモを追加 (指定は国による) ・郵便事業(株)、郵便局(株)が合併し日本郵便(株)となった ため、社名修正 ・指定地方公共機関として、滋賀県看護協会と滋賀県薬剤師 会、滋賀県社会福祉協議会を追記 ・公共的団体として、滋賀県歯科医師会および滋賀県病院協 会を追記

地域防災計画(風水害対策編)修正要旨

第2編 災害予防計画

第 2 編 - 火苦了的司		
項目	頁	修正要旨
第1節 水害予防計画	15	第1河川対策
		・計画方針について、滋賀県河川整備方針を反映し修文
		・事業計画(県土木交通部)について、滋賀県河川整備方針
		を反映して修文
	16	第2 水害防止対策(県土木交通部、知事直轄組織)
		・計画方針について、滋賀県流域治水基本計画を反映し修文
		・事業計画に「地先の安全度マップ」の作成・公表を追加
	18	第6 下水道施設整備計画
		・下水道事業における市街地浸水防除対策と汚水処理施設等
		の水害対策を区分して修文
第2節 土砂災害予防計画	19	第 2 土石流対策
		・1 計画方針に、災害時要援護者対策、緊急輸送路保全対策
		等の重点項目を明示
	20	第 4 総合土砂災害対策
		・土砂災害警戒情報の伝達、警戒避難体制の整備、危険区域
		への要援護者関連施設等の立地抑制等について構成整理
	21	第 5 道路の落石・崩壊等対策
		・老朽化施設の維持管理・更新整備について追記
第4節 防災知識普及計画	26	第 1 防災知識普及計画
		・過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓を後世に継承
		されるよう努めることを追記
	27	第 2 防災訓練計画
		・関西防災・減災プラン等を反映した広域応援訓練(近畿府
		県合同防災訓練)の実施を追記
第 5 節 気象等観測業務計画	29	・水防上特に重要な箇所等に、河川監視カメラの整備を行っ
		ていくことを追記
第6節 通信、放送施設災害	32	第2 放送施設災害予防計画
予防計画		・従前の放送各社に加え、ケーブルテレビ局やコミュニティ
 	F.4	FM 局について、特に災害時の事業継続が必要として追記
第 16 節 災害ボランティアへ	51	・災害時の速やかな対応のための県災害ボランティアセンタ
の支援	52	一の常設を含めた支援・連携体制整備について追記
第 17 節 災害時要援護者の安	53	・災害時要援護者への災害情報の伝達、避難支援の取り組み
全確保と支援体制の強化	54	を充実する方策について追記
第 18 節 広域避難体制の整備 	55	・大規模かつ広域的な風水害に対する広域避難体制につい スー電災対策線に進じる長を追記
第 10 節	EE	て、震災対策編に準じる旨を追記
第 19 節 危機管理センター 	55	・危機管理センターの整備について、震災対策編による旨を
		追記

地域防災計画(風水害対策編)修正要旨

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画	T-	,
項目	頁	修正要旨
第1節 防災組織整備計画	59	第2 動員計画 ・勤務時間外における気象予警報発表時の配備人員につい て、降雨等の状況により各所属長の判断で弾力的な人員の 増減を行うことができる旨を追記
第2節 情報計画	65	第1 災害情報通信計画 ・災害の状況により、市町が被害情報等の報告を行うことが できないとき、県は当該市町に連絡員を派遣し、自ら被災 状況等の情報収集に努めることを追記
	69	第 2 気象予警報伝達計画 ・気象台からの気象予警報伝達先の追記
	72	第3 災害広報計画 ・メール配信システム等による広報「しらしが」等の追記
第4節 災害救助保護計画	81	第2 避難救出計画 ・災害時要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所 (一般の避難所に併設する福祉避難室を含む)について、 市町の取り組みとして指針を含め追記
	84	・風水害に関する広域一時滞在について、震災対策編に準じる旨を追記 ・避難所の運営において災害時要援護者へのケア、男女双方の視点・ニーズへの配慮の充実について追記
	89	第8 住宅対策計画 ・避難所や、応急仮設住宅の供給時期・必要数に不足を生じる場合に、公営住宅・民間賃貸住宅、宿泊施設等をあっせん、または借り上げる等の検討を行うことを追記
第 11 節 電力・ガス施設応急 対策計画	120	第3 L Pガス設備応急対策計画(滋賀県Iル゚ーガス協会) ・避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に必要となる L Pガスの供給と保安業務支援について追記
第 13 節 相互協力計画	123	・市町から求められた災害応急対策について県の応諾義務を 追記
	124	・関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援・ 受援体制について追記
	125	・県と各機関・企業・団体で締結している災害協定について て、記載構成を修正
第 18 節 ボランティア対策計 画	139 140	・災害発生時における、県災害ボランティアセンター (H25年度より常設)の非常時体制への移行・運営体制、市町ボランティアセンターの設置運営体制について修正
第 19 節 災害時要援護者対策 計画	141	・各節に記載する災害時要援護者に対する配慮(情報伝達方 法移送手段・介助者、避難所での相談窓口、健康管理)に
第 18 節 ボランティア対策計画 第 19 節 災害時要援護者対策	124 125 139 140	・市町から求められた災害応急対策について県の応諾義務 追記 ・関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援 受援体制について追記 ・県と各機関・企業・団体で締結している災害協定につい て、記載構成を修正 ・災害発生時における、県災害ボランティアセンター(ト 年度より常設)の非常時体制への移行・運営体制、市町 ランティアセンターの設置運営体制について修正 ・各節に記載する災害時要援護者に対する配慮(情報伝達

地域防災計画(風水害対策編)修正要旨

第4編 災害復旧計画

	項目	頁	修正要旨
第3節	災害復旧資金計画	150	・農林漁業復旧資金について、日本政策金融公庫法等の改正 に伴い修正
第5節画	被災者等への支援計	152	第1 災害弔慰金等ならび災害援護給貸与計画 ・震災対策編に準じ、計画方針について制度説明を付加して 修文
		154	第3 租税等の徴収猶予および減免の措置 ・震災対策編に準じて項目出し、修文
		155	第 4 雇用の安定確保 ・震災対策編に準じて項目出し、修文
			第 5 郵政事業者が行う措置 ・震災対策編に準じて項目出し、修文

全 編

項目	頁	修正要旨
その他 時点修正等		・各機関・法人・県の各部局等の組織改編に伴う修正 (ただし、法人名称については、原則として平成 25 年 4 月 1 日時点のものとして修正) ・各種統計数値について時点修正 ・誤植修正

第1編 総則

頁	項目	修正要旨
1	第1節 滋賀県における地 域防災計画の基本理念	防災の現場における女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した 防災の推進を追加
9	第4節 各機関の処理すべ	県警察大震災警備計画との整合を図るため、県警察の業務を追加
11	き事務または業務の大綱	近畿管区警察局の処理すべき業務に「警察災害派遣隊の運用」を追 加
12		近畿地方整備局の処理すべき業務に「公共土木被災施設災害の査 定」を追加
13		・指定公共機関として、NTT コミュニケーションズ(株)、 KDDI(株)、(株)NTTドコモを追加 (指定は国による) ・郵便事業(株)、郵便局(株)が合併し日本郵便(株)となったため、 社名等修正
14		指定地方公共機関として、公益社団法人滋賀県看護協会と一般社団 法人滋賀県薬剤師会、社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会を追加
15		公共的団体として、社団法人滋賀県歯科医師会および社団法人滋賀 県病院協会を追加
29	第6節 琵琶湖西岸断層帯 等の地震による被害想定	琵琶湖西岸断層帯による地震について、破壊開始点の異なる3つの ケースの説明を追加
34		現在の市町別に整理、人口および世帯数について平成 22 年国勢調 査の確定値を参考記載
49	第7節 地震調査研究推進 本部の長期評価	南海トラフによる東南海および南海地震の発生確率を時点修正
102	第8節 東南海・南海地震 防災対策推進地域	内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」報告における県内での 市町別最大推定震度等について参考として記載。

第2編 災害予防計画

70 4	洲 发音 7 例 1 画	
頁	項目	修正要旨
110	第1節 防災都市の形成	・広域防災活動拠点の確保 ・災害時緊急物資の備蓄、救援物資輸送拠点の確保 ・基幹的広域防災拠点との連携
117	第3節 地震防災上緊急に 整備すべき施設等の整備計 画	地震防災緊急事業五箇年計画の更新による修正
119	第4節 都市の防災構造化 と建物等の安全化	防災上特に重要な県有施設として、交番・駐在所を追加
122	第5節 電力・ガス施設の 安全化	滋賀県エルピーガス協会を追加
127	第6節 上下水道施設の安 全化	下水道事業継続計画(BCP)の明記、策定に伴う施策との整合
129	第7節 通信・放送施設の 安全化	県防災へリコプター更新によりヘリコプターテレビの利用が可能と なったため記述を追加
132		ケーブルテレビ局やコミュニティ FM 局を放送施設の災害予防の項 に新たに位置づけ
142	第 10 節 道路施設の安全 化	・滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の修正 ・地震防災対策特別措置法に基づく避難路の定義を明記

県地域防災計画(震災対策編)修正要旨

145	第 11 節 河川管理施設、	港湾施設について、湖上輸送拠点としての機能向上について追記
146	港湾施設等の安全化	ダムにおける施設整備完了に伴う記述の整理
156	第 15 節 火災予防・緊急	消防本部の統合による記述整理
4.50	消火体制の充実	
158	第 16 節 救助・救急、緊	・医療救護活動体制の構築、医療資器材の備蓄・調達・搬送等につ
	急医療体制の充実	いて記述を追加、充実
159		・災害派遣医療チーム(DMAT)の予防計画での位置づけを明確化
159		在宅療養者への対応を位置づけ、安否確認体制等の整備や連携の強 化等に努めることを追加
160		広域災害救急医療情報システム(EMIS)について追加
161	第 17 節災害警備実施体制	・県警察大震災警備計画との整合を図り、地域防災計画に反映する
	の整備	ため節を新設
	— .	・情報収集・伝達システムの整備、治安対策に必要な態勢の整備と
		して WAN 等を利用した地域住民に対する情報提供などを記載
164	第 18 節 物資の確保と緊	・食物アレルギーに配慮した食料の備蓄を明記
	急輸送体制の整備	・県備蓄物資の追加
165		燃料の確保について新たに項を設け、協定の締結や対象車両等の選
		定等を記載
165		陸上輸送拠点等に民間の倉庫等を指定し、拠点として利用するこ
		と、場外離着陸場の選定やヘリ活動拠点の整備等、輸送拠点と緊急
400		輸送ネットワークの形成について記述を整理し追加
166		民間の物流事業者等を中心とした官民共同による輸送調整所の設置
100	签 40 签 广北湾数 · 湾数	や緊急輸送体制の構築について記述を追加 他市町、他府県からの避難者受入計画の策定を追加
168 169	第 19 節 広域避難・避難 収容体制の整備	
109	以合体的ODE 備	断無地、断無時の空補について、地震的炎対象符別指直法の基準以 外のものも含め、整備の促進を追加
170		・避難所の収容可能人数等の考え方を明記
170		・福祉避難所の設置を別立てて追加
		・広域避難所の設定、県による広域避難所設置の検討、福祉避難所
		の広域利用について追加
171		・避難所における男女共同参画の視点等への配慮追加
		・公営住宅や民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供与に
		ついて明記し追加
172	第 20 節 災害時要援護者	・災害時要援護者名簿の整備にあたり、県独自保有情報の市町への
	の安全確保と支援体制の強	提供を追加
	化	・市町による避難支援プランの策定、県による策定推進への取組に
45		ついて追加
174		避難勧告等を災害時要援護者に伝えられるよう、防災行政無線等の
470	等 00 祭 存機等阻よい力	整備について追加
176	第 22 節 危機管理センタ	危機管理センターの具体化に伴う概要、機能等の追加
180	<u>-</u> 第 23 節 地震に関する調	・国による南海トラフ巨大地震の被害想定実施等の追加 ・
100	弗 23 即 ・地震に関する調査、観測体制の推進	・国による角海トプノ巨人地震の被害想定美施寺の追加・県による地震被害想定実施について追加
	旦、観測仲則以往進	・未による地质似古心化夫心にノバヘ厄川

県地域防災計画 (震災対策編) 修正要旨

184	第 25 節 地震防災上必要	県が作成した「学校防災の手引き」「地域で育む防災・防犯しがっ
	な教育および広報に関する	こガイド」の明記
185	計画	・過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓・伝承を後世に継承
		されるよう努めることを追加
		・しらしが等メール配信システムを活用した PR・啓発を追加
188	第 26 節 防災訓練の充実	関西広域連合による関西広域応援訓練を追加
191	第 28 節 災害ボランティ	・県災害ボランティアセンターの常設により、市町ボランティアセ
	アへの支援	ンターの活動体制づくり等の支援、他団体等との連携、意識啓発等
		について追加

第3編 災害応急対策計画

頁	<u>網 火苦心思劝來計画</u> 項目	修正要旨
192	第1節 災害応急対策の活	職員の市町への派遣、受け入れ、健康福祉部や土木交通部における
	動体制	初動マニュアル業務の明記
197		緊急初動対策班救助班の業務として、広域避難、災害時要援護者、
		帰宅困難者への対応を追加
200		緊急初動対策班各班の指揮命令権者について、事務所等再編に伴う
		役職者の減少を反映し、指揮命令権者になれる職員を拡大
210	第3節 相互協力計画	・関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援、受援体
		制について追加
		・市町から求められた災害応急対策について県の応諾義務を追加
212	75 - 75 N & N B N B N B N B N B N B N B N B N B	市町村の相互応援協力(災対法または協定によるもの)を追加
242	第6節 救急救助および医	応援協定に基づく、旅館・ホテル等の浴場の開放を追加
243	療救護計画	行方不明者の捜索、検視場所の設定等について追加、整理
245	EE - EE - 12 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	関連する応援協定を追加
247	第7節 情報連絡計画	・応援協定に基づく、アマチュア無線連盟からの要員派遣や通信連
		絡の実施を追加
		・応援協定に基づく、民間放送局各社に対する知事の放送要請につ
050		いて追加
250		被害甚大な市町に対し、被害状況の収集等のため県から連絡員を派 遣することを追加
251		造することを追加 市町へ派遣された連絡員の役割を追加
253		しらしがなどのインターネット等による広報を追加
257	第8節 通信および放送施	ケーブルテレビ局およびコミュニティ FM 局等の各放送事業者につ
251	設応急対策計画	ハーラルテレと周のよびコミュニティー™ 周寺の日放送事業省にラー いて、地震発生時の放送の継続等を応急対策計画として追加
260	第9節 警備計画	WAN 等を利用した住民等への情報伝達、要援護者住民の避難誘導、
200		検視活動、遺族へのグリーフケア、治安の確保等を追加
263	第 10 節 交通規制計画	県警察大震災警備計画に則り、計画を修正
265	第 11 節 輸送計画	・物資輸送に係る輸送拠点と人員輸送に係る輸送拠点を分離
		・人員輸送において必要に応じ、道の駅等の活用を追加
		・物流関係団体を中核として輸送調整所を災対本部の一部として設
		置することを追加
266		災害派遣等従事車両証明書の取扱いについて追加
267		・輸送手段の確保について、物資と人員を分離、各手段の確保につ
		いて記述を追加、整理
		・福祉車両による輸送を追加
269		地震発生後 24 時間程度までの緊急輸送対象について、被災者に対
		する救援物資の輸送を追加

県地域防災計画(震災対策編)修正要旨

270	第 11 節 輸送計画	・緊急輸送実施計画を追加 ・応援物資の輸送について、輸送調整所や物資輸送拠点の開設、被
		災地に確実に物資を送り込むためのプッシュ型輸送の実施等について追加
		・物資輸送のフロー、輸送調整所のイメージを追加
273		
275	第 12 節 鉄道施設応急対	東海旅客鉄道(株)の東海道新幹線に係る地震発生時の対応等を修正
	策計画	` '
283	第 13 節 道路施設応急対 策計画	交通安全施設対策計画について、主体に各道路管理者を追加
287	第 14 節 避難計画	在宅の災害時要援護者の避難について、避難支援プラン個別計画に
		基づく対応の明記、行政の保有する災害時要援護者名簿(母集団リ
		スト)の活用を追加
288		・災害時要援護者の避難にあたり、福祉避難所への移送、福祉避難
		所での生活が困難な者について緊急入所等の追加
		・社会福祉施設等の被災状況等の把握について、洪水避難計画作成
		支援マニュアルにある「災害時要援護者の避難支援対策マニュア
		ル」を参考に対応することを明記 《実味要接送者の選挙にまたり』 入兵者の担互妥 》 在字要接続
		・災害時要援護者の避難にあたり、入所者の相互受入、在宅要援護
		者の受入について追加(市町域を超える広域避難を含む)
289		福祉避難所や福祉避難室の設置、旅館・ホテル等の借り上げによる
000		多様な避難所の確保を追加
290		・避難所運営管理者は、女性への配慮等に努めることを追加
		・広域一時滞在(広域避難)の実施方針等を追加
		・県外避難者の受け入れ、避難者への支援(全国避難者情報システー
		ムの活用、地域コミュニティ形成等)、自主避難者への対応につい
294	 第 15 節 飲料水・食料・	・アレルギー疾患者に適した食品の調達供与を明記
294	生活必需品・燃料等の供給	- ・テレルヤー疾患者に過じた食品の調度は当を明記 - ・食糧供給の実施について、被災地からの要請に基づくプル型を原
	計画 然がものには	関としつつ、プッシュ型による供給実施への対応を追加
295	可圖	地震発生後の食料、生活必需品等の供給計画に、輸送調整所の開
290		設、物流関係団体への協力要請等を追加
297		燃料供給計画(連絡体制の確保や対象車両の選定、優先供給の実施
		等)を追加
305	第 17 節 住宅対策計画	公営住宅の提供や賃貸住宅等の借り上げによる応急仮設住宅の設置 について追加
312	 第 18 節 電力・ガス施設	避難所等への LP ガス支援業務を追加
5,2	第 10 節 電力 カス施設 応急対策計画	
317	<u> </u>	
` '	び下水道施設応急対策計画	(活動等の内容については各要綱、計画での記載とする)
322	第 20 節 危険物施設等応	県警察による交通規制、救出救助、住民の避難誘導の実施等を追加
<u> </u>	急対策計画	次自然15.000人經濟時, 36日3690 E100/經濟的中心大地在 6.2m
328	第 22 節 河川管理施設等	ダム施設応急対策計画について、現在の点検規準に合わせ修正
	応急対策計画	
334	第 25 節 ボランティア対	・県災害ボランティアセンターの常設化に伴い、業務内容や体制を
	策計画	修正
		・ボランティアセンター設置運営マニュアル等の基本資料を明記

県地域防災計画(震災対策編)修正要旨

335	第 25 節 策計画	ボランティア対	・市町災害ボランティアセンターの活動について追加 ・ボランティアのニーズキャッチやレスパイトケア(一時的に現地 を離れて休息を取ること)の実施等、ボランティアの受け入れや派 遣にあたっての基本事項を追加、修正
339	第 27 節 計画	帰宅困難者対策	帰宅困難者対策の節を新設。帰宅困難者の発生に対し、一時滞在施設の確保や企業・学校等において一斉帰宅の抑制に努める等、帰宅 困難者対策の実施について記載
340	第 28 節 対策計画	災害時要援護者	各節における要援護者対策に係る事項を整理し記載

第4編 災害復旧計画

頁	項目	修正要旨	
359	第9節 治安の確保および	・復旧期以降における治安の確保、交通対策について追加	
	交通対策	・復旧・復興に関する全ての事務作業等について暴力団排除を明記	

全体

頁	項目	修正要旨
全体		環境・総合事務所が県の組織改正で廃止されたことから、業務によ
		り土木事務所もしくは地方合同庁舎に置き換え
全体		警察、県警察、所轄警察署等の表現を「県警察」に統一

資料2-3

頁	項目	修正要旨
2,5	第1章 総則 第4節 本県の地勢等の状況 第7節 本県の地勢等の状況	数値の時点修正。
	第4 事故対策現地本部および事故対 策地方本部	県組織体制の変更に伴う修正。
6,8,12,13,1 4,15	第2章 湖上災害対策計画 <本県の現状> 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 第3 救助・救援活動 第5 医療救護活動 第6 住民等の避難 (1)避難の勧告・指示と避難誘導 (2)避難所の設置と運営	数値の時点修正。 湖上災害発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。 緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。 (1) 避難の勧告・指示と避難誘導 に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営
19,23,24,2 5,26	第3章 航空機災害対策計画	に関する措置の追加・修正。
3,20	第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 第3 救助・救急活動	航空機災害発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。
	第5 医療救護活動	緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。
	第6 住民等の避難 (1)避難の勧告・指示と避難誘導 (2)避難所の設置と運営	医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。 (1) 避難の勧告・指示と避難誘導 に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営 に関する措置の追加・修正。

地域防災計画 (事故災害対策編)修正要旨

頁	項目	修正要旨
28,30,31,3	第4章 鉄道災害対策計画	
4,35,36,37	1 214 22 70 174	数値の時点修正。
	第2節 災害応急対策	
	66 . 37 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	鉄道事故発生時の情報連絡系統図の修正。
	第1 発災直後の情報の収集・連絡	県組織体制の変更に伴う修正。 鉄道事業者の連絡先修正。
	第3 救助·救急活動	災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。
	等 [匠房勘链活動	緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名
	第5 医療救護活動	称等修正。
		医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。
	第6 住民等の避難	
		(1) 避難の勧告・指示と避難誘導
	(1)避難の勧告・指示と避難誘導	に関する措置の追加・修正。
	(2)避難所の設置と運営	(2) 避難所の設置と運営 に関する措置の追加・修正。
30 /1 /2 /	第5章 道路災害対策計画	に対する旧画の定加・浮正。
	ネッマー 追路及告対象計画 <本県の現状>	 数値の時点修正。
	第2節 災害応急対策	XX IE ON J W. IS IT.
		 道路災害発生時の情報連絡系統図の修正と、連
	第1発災直後の情報の収集・連絡	絡先の追加・修正。
		県組織体制の変更に伴う修正。
	第4 救助·救急活動	災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。
	第6 医療救護活動	緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名
	为○ 区7京7X1受/口到	称等修正。
	65 - 1) F3 65 - 104 H0	医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。
	第7 住民等の避難	
	/ 1 / 陪耕の先生 北三 に陪耕 添満	(1) 避難の勧告・指示と避難誘導
	(1)避難の勧告·指示と避難誘導 (2)避難所の設置と運営	に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営
	(L) EXITIVIDE CELL	に関する措置の追加・修正。
	第6章 危険物等災害対策計画	
	<本県の現状>	数値の時点修正。
	第2節 災害応急対策	
		危険物事故災害発生時の情報連絡系統図、高 にガス事故災害発生時の情報連絡系統図、水液
	第1 発災直後の情報の収集・連絡	圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図、火薬 類事故災害発生時の情報連絡系統図の修正と、
	STEE STATE OF THE INVENTED AND	連絡先の追加・修正。
		県組織体制の変更に伴う修正。
	第4 救助·救急活動	災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。
	第6 医療救護活動	緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称等修正。
		医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。
	第7 住民等の避難	
	/ 4 \ \ \	(1) 避難の勧告・指示と避難誘導
	(1)避難の勧告·指示と避難誘導 (2)避難所の設置と運営	に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営
	(4) 虹舞りの改旦に建岩	(2) 姓邦州の改員と連昌 に関する措置の追加・修正。

地域防災計画 (事故災害対策編)修正要旨

頁	項目	修正要旨
	第7章 毒物劇物災害対策計画 <本県の現状> 第2節 災害応急対策	数値の時点修正。
	第1 発災直後の情報の収集・連絡	毒物劇物災害発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。
	第4 救助·救急活動 第6 医療救護活動	災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。 緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名 称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。
	第7 住民等の避難 (1)避難の勧告·指示と避難誘導 (2)避難所の設置と運営	(1) 避難の勧告・指示と避難誘導 に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営 に関する措置の追加・修正。
78,81,82,8 3,84,85	第8章 大規模な火事災害対策計画 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 第3 救助・救急活動 第5 医療救護活動 第6 住民等の避難	大規模火災発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。 緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名 称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。
	(1)避難の勧告·指示と避難誘導 (2)避難所の設置と運営	(1) 避難の勧告・指示と避難誘導 に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営 に関する措置の追加・修正。
86,88,89,9 2,93,94	第9章 林野火災対策計画 第1節 災害予防対策 第3 防火意識の高揚 第2節 災害応急対策 第1 発災直後の情報の収集・連絡 第3 救助・救急活動 第5 医療救護活動	数値の時点修正。 林野火災発生時の情報連絡系統図の修正。 県組織体制の変更に伴う修正。 災害派遣医療チーム(DMAT)へ名称修正。 緊急医療班から災害派遣医療チーム(DMAT)へ名 称等修正。 医療救護班の編成、派遣に関する措置の修正。
	第6 住民等の避難 (1)避難の勧告·指示と避難誘導 (2)避難所の設置と運営	(1) 避難の勧告・指示と避難誘導 に関する措置の追加・修正。 (2) 避難所の設置と運営 に関する措置の追加・修正。

「滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)」修正案の概要

資料2-4

基本的考え方

・滋賀県では、平成23年度より国に先行して地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し策定を進めてきたが、今般、原子力災害対策指針等の改定が行われたことを受け、地域防災計画をさらに見直し修正する。

修正のポイント

1 防護措置基準の設定

見直し後の防護措置基準を県地域防災計画に反映 (EAL·OIL導入) (OIL1) 初期値 $500 \mu Sv/h$ が測定された時点で、「迅速な避難等」 (OIL2) 初期値 $20 \mu Sv/h$ が測定された時点で、「1週間以内に一時移転」 ほか

2 主な追加項目

(1)救助·救急対策計画

救助・救急活動資機材の整備、陸上、空からの救助・救急対策

(2)災害警備対策

災害警備実施体制の整備(情報収集、治安態勢の確保など)

災害警備実施(警戒区域等の周知、住民の避難誘導、交通対策など)

(3)緊急被ば(医療計画

滋賀県緊急被ば〈医療体制(構成機関)、医療措置

初期・二次等被ば〈医療機関としての12の医療機関を指定)

(4)広域避難

新たな防護措置基準 OIL(運用上の介入レベル)について

・現行防災計画では、旧防災指針に掲げる「内部被ばく等価線量」、「外部被ばく実効線量」をベースに屋内退避・避難等の指標を設定

・原子力規制委員会において、避難など防護措置の基準を含めた E A L (緊急事態区分)・O I L (運用上の介入レベル)を新たに設定

原子力災害対策指針の防護措置判断基準(案) 抜粋

<u></u>	り火油ッツ別暖油サツをキ	- (米) 1火作
包括的判断基準 (基準の種類)	基準の概要	初期值
OIL1	迅速な避難等	500μSv/h
OIL2	1週間程度以内に一時移転	20 μSv / h
飲食物スクリーニング 基準(OIL3)	迅速な飲食物摂取制限	0.5μSv/h
OIL4	体表面の除染	線:40,000cpm*

* 線入射窓面積が20cmの検出器を利用した場合

広域避難対策

1.避難誘導等の防護活動

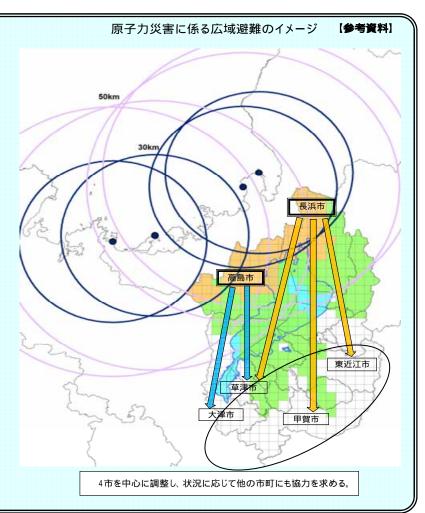
(1)方針

《県内への避難先について》

・高島市、長浜市の受入先については、 「大津市」、「草津市」、「東近江市」、 「甲賀市」を中心に調整を図る。

(県域を越える広域避難について)

·県外へ避難を有する場合には他府県、 関西広域連合へ要請



緊急被ば〈医療体制 被災地域 自衛隊 医 師 会 薬剤師会 警察 消防機関 関西広域連合 1 避難所 住民 日本赤十字社 する医療チーム 滋賀県支部 救護所 市町 初期被ばく 医療機関 三次被ばく 医療機関 保健所 病院前スクリーニンク 病院前スクリ 周辺の診療所 医療チーム派遣病院 緊急被ばく医療 派遣チーム 2 初期被ばく 災害対策本部 医療班 1:今後、関西広域連合で検討 2:国の派遣する緊急被ばく医療チーム

「滋賀県地域防災計画 (原子力災害対策編)」の修正案について

平成 25 年 3 月

1 基本的な考え方

滋賀県では、平成23年度より国に先行して地域防災計画(原子力災害対策編)を見直ししてきたが、今般、国の「原子力災害対策指針」が策定・改定されたことを受け、地域防災計画を改定する。

なお、今後の原子力災害対策指針等の改定を踏まえて、本県の地域防災計画 (原子力災害対策編)の改定を検討する。

【指針の今後の検討課題】

緊急時モニタリング等のあり方

緊急被ばく医療のあり方(安定ヨウ素剤の服用など取り扱いを含む)

PPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)の範囲、必要とされる防護措置実施の判断基準 など

2 改定の主なポイント

1 防護措置基準の設定

見直し後の防護措置基準を県地域防災計画に反映 (EAL・OIL導入)

《OIL 1 》 初期値 500 μS v /hが測定された時点で、「迅速な避難等」

《OIL 2 》 初期値 2 0 μ S v /hが測定された時点で、「1 週間以内に一時 移転」

2 主な追加項目

(1)救助・救急対策計画

救助・救急活動資機材の整備、陸上、空からの救助・救急対策

(2)災害警備対策

災害警備実施体制の整備(情報収集、治安態勢の確保など) 災害警備実施(警戒区域等の周知、住民の避難誘導、交通対策など)

(3)緊急被ばく医療計画

滋賀県緊急被ばく医療体制(構成機関) 医療措置 (初期・二次等の「被ばく医療機関」を今般指定)12医療機関

(4)広域避難

資料右欄に掲げる<u>広域避難対策 イメージ図のとおり(4市で受入れ)</u> 避難誘導等の防護活動として、県内における広域避難方針を盛り込んだ 以下の内容を今回の修正で盛り込んだ。

(1)災害事前対策

広域避難計画の策定、関係周辺市の避難計画策定支援、他府県等との広域 的な応援協力体制の拡充・強化

事態が長期化した場合にも対応可能な体制等の整備

重大事故や複合災害を想定した実践的な訓練の実施

対策拠点施設と県、関係周辺市間における情報通信ネットワークの強化

災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

災害警備実施体制の整備

救助・救急、医療および防護資機材・活動体制の整備等

(2)緊急事態応急対策

「緊急時防護措置準備区域」(UPZ)における防護活動・避難対策 (「OILと 防護措置基準」、「緊急事態区分とEAL」を盛り込む) 避難場所等における災害時要援護者等に配慮した対応の実施 ボランティア・義援金品の受入れ

避難指示区域の庁舎の退避、業務継続計画による重要業務の継続 救助・救急対策、緊急時被ばく医療計画、災害警備の実施 活動体制として発電所立地市町において「震度5」事象を配備基準に追加

(3)原子力災害中長期対策

緊急事態解除宣言後においても国の現地対策本部等と連携した事後対策、 被災者の生活支援の実施

国、市町、原子力事業者、関係機関と連携して環境汚染への対処

【今後の検討事項(予定)案】

緊急時モニタリング等のあり方

(…「原子力災害対策指針」の改定動向を注視)

原子力災害事前対策として、「PPA(プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域)」の必要とされる防護措置実施の判断基準

(…「原子力災害対策指針」の改定動向を注視)

県域を越える場合の避難を想定した広域避難計画の検討

-・福井県内の原子力発電所の防災対策を協議する、「広域的な地域防災に関する協議会」の場やワーキンググループでの検討・協議

(事務局:原子力規制庁。構成府県:福井県、京都府、岐阜県、滋賀県)

・「関西広域連合」との協議

緊急被ばく医療のあり方(安定ヨウ素剤の服用など取り扱いを含む)

(…「原子力災害対策指針」の改定動向を注視)

用 語 集

用語	説明
<mark>あ</mark>	
安全規制担当省庁	安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。実用発電炉と核燃料施設のうち製錬、加工、再処理、廃棄施設及び研究開発段階炉のうち発電に関係するものは、経済産業省が担当する。試験研究炉、研究開発段階炉のうち発電に関係するものを除く核原料・核燃料使用施設に係わるものは文部科学省が担当する。実用舶用原子炉については、国土交通省が担当する。なお、核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については、文部科学省、経済産業省、国土交通省及び都道府県公安委員会により実施されている。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
EAL (緊急時対応レベル: Emergency Action Level)	緊急時対応レベルのこと。緊急事態の深刻さを検知し、緊急事態区分を定めるために用いられる特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態。
OIL (運用上の介入レベ ル:Operational Intervention Level)	防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値、分析結果や計算より求めたレベル。一般的基準は、線量で表現されていることから、迅速な判断を必要とする状況においては、必ずしも有用とは限らない。このため、緊急時における意思決定を行うための指標としては、計測可能な判断基準を策定することが必要である。OIL は、このような考え方から設定されるもの。初期段階以降では、環境放射線モニタリング等の結果を踏まえ、OIL に基づき屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の予防服用等の措置を行う。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の 吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常 の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易で あるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性 などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大き くない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難 措置よりも優先して考えるべきものである。
屋内退避及び避難等 に関する指標	原子力災害発生時の防護対策である屋内退避及び避難のための予測線量をいう。「屋内退避及び避難等に関する指標」が原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)に示されている。これらの値は、急性の放射線障害を起こさないことを基本とし、

	T
	対策実施による被ばく低減効果と日常生活にもたらす不利益などを
	考慮して決められたものである。数値に幅を持たせているのは、対策
	の実施に柔軟性を持たせていることと、対策をとる地域内で場所によ
	り予測線量が異なることなどによるものである。
オフサイトセンター	原子力災害発生時に避難住民等に対する支援など様々な応急対応の
(緊急事態応急対策	実施や支援に関する国、地方自治体、放射線医学総合研究所、日本原子
拠点施設)	力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が、一堂に
	会して情報を共有し、指揮の調整を図る拠点となる施設である。
	事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つか
	のグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の
	避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサ
	イトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調
	整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するととも
	に、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。オ
	フサイトセンターは、現在全国で22ヵ所(経済産業省20ヵ所、文部科学
	省6ヵ所。うち、4ヵ所は共管施設)が指定されている。
<mark>か</mark>	
外部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外
	から受けることを外部被ばくという。
	外部被ばくの例として、レントゲン撮影のとき X 線を受けることが
	あげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線によ
	り日常的に外部被ばくをしている。原子力施設からの外部被ばくに係
	る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定さ
	れた手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態で
	あり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線モニタリ	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含ま
ング	れている放射性物質を測定評価すること。
空間線量率	目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放
(空気吸収線量率)	射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量
	率の単位はGy/h(グレイ/時)で表す。空気吸収線量率ともいい、表示
	単位は一般的に n Gy/h(ナノグレイ/時)及び μ Sv/h(マイクロシーベ
	ルト/時)である。
グレイ(Gy)	グレイは、放射線をある物質に当てた場合、その物質が吸収した放
	射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。1 グレイは、
	放射線を受けた物体1キログラムあたり1ジュールのエネルギーを
	吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適
	用されるもので、放射線が物質(人体を含む)に与える影響を評価す
	るときの基本的な物差しになる。
原子力災害合同対策	大量の放射性物質が異常に放出されるような緊急事態が発生した場
協議会	合には、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官な
	どは、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、共有化することによ
	り、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するた
	め、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に「原子力災害
	合同対策協議会」を組織する。原子力災害合同対策協議会は、原子力災
	害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部並びに指
	定公共機関及び事業者などで構成する。
原子力災害対策特別	1999 年 9 月 30 日に起きた JCO 臨界事故の教訓などから、原子力災害
措置法	対策の抜本的強化をはかるために 1999 年 12 月 17 日に制定され、2000
	年6月16日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓
<u> </u>	The second secon

を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。 1. 迅速な初期動作の確保 2.国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3.国の緊急時対応体制の強化 4. 原子力事業者の責務 また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子 力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子 力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災 害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規 制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対す る対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、 身体及び財産を保護する。 原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・ 原子力防災管理者 管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第9条では、 原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務 づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、 直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道 府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬 の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事及び市町村長に通報し なければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の 原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の 実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、 原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務があ 原子力防災専門官 原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第30条の規定によ り、国の緊急時防災体制の中核的存在として、文部科学省又は経済産 業省の職員として、文部科学省又は経済産業省が指定した原子力事業 所の所在する緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に常 駐し、原子力事業所に係わる業務を担当する。平常時業務においては、 原子力事業者の防災業務計画の策定及び原子力防災組織の設置その 他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、 オフサイトセンターに設置する放射線測定設備及び予測機器などの 保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての 地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と 国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時にお いて、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災 体制を整えるという非常に重要な役目を担っている コンクリート屋内退 原子力施設等で災害が発生した場合、周辺住民にコンクリート建家 内に退避してもらうこと。コンクリート建物は、木造家屋よりも放射 線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部被ばく、 外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。このため屋内退避で は被ばくの低減があまり期待できないと判断された場合は、指定され たコンクリート建家への退避が行われる。 災害対策基本法 1961年(昭和36年)に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教 訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的 は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地 方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任 の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急 対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴

	風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然
	現象、または大規模な火災、爆発及びこれらに類する政令で定める原
	因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放
	射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト(Sv)	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使
	われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違い
	を放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線
	量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重
	係数として勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりや
	すさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考
	慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表
	す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器
	の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮し
	た組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用
	いられる。
	実効線量(Sv)= (等価線量(Sv)×組織荷重係数)
重大事故	原子力発電所の立地条件の適否を判断するための「原子炉立地審査指
ニハテヴ	針」において、敷地周辺の事象、原子炉の特性、安全防護設備等を考慮
	し、技術的見地から見て、最悪の場合には起こるかもしれないと考えら
	れる事故を重大事故と定義し、この重大事故の発生を仮定しても、周辺
	住民に放射線障害を与えないように設計することを定めている。
SPEEDIネットワーク	SPEEDIは、原子力施設から大量の放射性物質が放出されたり、ある
システム	いはそのおそれがあるという緊急時に、周辺環境における放射性物質
(緊急時迅速放射能	の大気中濃度及び周辺住民の被ばく線量などを、放出源情報、気象条
影響予測:System for	件及び地形データをもとに迅速に予測するシステムである。文部科学
Prediction of	省、原子力安全委員会、経済産業省、緊急事態応急対策拠点施設(オ
Environmental	首、原丁刀女主女貞云、経済産業首、系志事忠心志対泉拠点施設(カ フサイトセンター)、地方公共団体及び日本気象協会と原子力安全技
	グッイトセンター)、地方公共団体及び日本気象励会と原す力女主教 術センターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線によ
Emergency Dose Information)	例ピンターに設置された中央情報処理計算機を中心に専用回線によ り接続している。国、地方自治体は SPEEDI ネットワークシステムが
Information)	予測した情報により、周辺住民のための防護対策の検討を迅速に行う
	予測した情報により、同処任氏のための内護対象の検討を迅速に行う ことができる。
	ここができる。 吸収線量、実効線量などの総称。
旅里 <mark>た</mark>	吸収線里、美知線里などの総例。
	笠馬伯見け しの担保が時間に対すてなけれを継がなけれて活ちた
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類や
	エネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正
	したものである。単位は、シーベルト(Sv)である。等価線量は、次
	式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射の場合を表現している。
	射線荷重係数を乗じて得られる。
性空声名	等価線量(Sv)=吸収線量(Gy)×放射線荷重係数
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定する
	次の基準または施設の異常事象のことをいう。
	・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により 5 μ Sv/h 以上の
	場合
	・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した 5 μ Sv/h 相当の放
	射性物質を検出した場合
	・管理区域以外の場所で、50 µ Sv/h の放射線量か 5 µ Sv/h 相当の放
	射性物質を検出した場合
	・輸送容器から 1 m 離れた地点で 100 µ Sv/h を検出した場合
1	・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態

・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉 冷却材の喪失が発生すること、等

な

内部被ばく

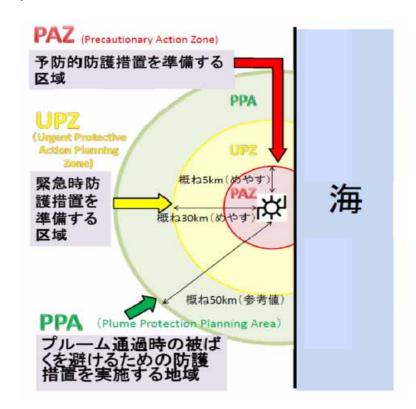
人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。

は

PAZ(予防的防護措置を準備する区域: Precautionary

Action Zone)

重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEA の国際基準において、PAZ は3~5 km(5 kmが推奨)としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね5 km」とする。



原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会 防災指針検討ワーキンググループ(第7回会合)防WG第7-3-2号 原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方(案)より抜粋

被ばく経路

原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらし、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。

PPA	プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域。東
(プルーム通過時の	京電力福島第一原子力発電所の事故においては、放射性物質を含んだプ
被ばくを避けるため	ルーム(気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団)が広範囲に
の防護措置を実施す	拡散した。UPZ の外においても、事故発生時の初期段階では放出された
る地域:Plume	放射性核種のうちプルーム通過時の放射性ヨウ素の吸入による甲状腺
Protection Planning	被ばくの影響が想定される。プルームによる甲状腺被ばくの影響は、屋
Area)	内に退避することにより相当程度低減することから、この場合の防護措
	置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられる。また、必要に応
	じて安定ヨウ素剤の服用も考慮する必要がある。
	PAZの図を参照のこと。
ベクレル (Bq)	放射能の能力を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子
(bq)	核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。
★九自→小→小 かたた	
放射性物質	放射線を出す性質(能力)を放射能といい、放射能をもっている原子
*F # # # 11 /	(放射線核種という)を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性
14 5 1 6 5	プルームという。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の
	粒子(アルファ粒子、ベータ粒子など)や高いエネルギーを持った電磁
	波(ガンマ線)、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたX線、
	電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいは
	ガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている
	物質を放射性物質といい、その量をベクレル(Bq)で表す。
<mark>ආ</mark>	
UPZ	緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。こ
(緊急時防護措置を	の地域の防護措置は環境放射線モニタリングや、適切な場合には、施設
準備する区域:Urgent	の状況に基づいて実施されることとなる。国際基準に従って、確率的影
Protective action	響を実行可能な限り回避するため、環境放射線モニタリング等の結果を
Planning Zone)	踏まえ運用上の介入レベル(OIL)等に基づき避難、屋内退避、安定ヨ
	ウ素剤の予防服用等を準備する区域を設ける。OIL に基づく判断を行う
	ため、環境放射線モニタリングを行う体制を整備するとともに、緊急防
	護措置を迅速かつ実効的に実施できる準備を確立しなければならない。
	この際、当該地域における人口分布や社会環境条件(道路網等)を勘案
	し、必要に応じて段階的な避難を実施できるよう計画を策定することが
	重要。IAEA の国際基準においてUPZ は5~30 kmとしていることを踏ま
	え、この区域の範囲のめやすを「概ね30 km」とする。
	予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予
	別などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっ
	「別なこともこに、同の防護対策も調しない場合に、その地点に囲よう
	住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の
	住民が支ける美味の緑重とは異なるものである。 J/測緑重は、私がの 推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における
	予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利
	用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断すること が望ましい。
	71\ \(\rightarrow\)

参考文献

- ・財団法人 原子力安全技術センター 「原子力防災基礎用語集」 2004 年 ・(財)高度情報科学技術研究機構 「原子力百科事典ATOMICA」 http://www.rist.or.jp/atomica/ ・原子力施設等防災対策専門部会 防災指針検討ワーキンググループ 「防護対策の実施に係る判断基準 に関する考え方(中間取りまとめに盛り込むべき事項)(案)。 平成24年1月

NO.		回答
1	(P1 第1章 第1節「計画の目的」)	
	│ ・防災の一つのあり方として、危険極まりないも	 原子力発電所の稼働にあたっては、プラン
	のを稼働阻止することが、なによりも危機防災 のを稼働阻止することが、なによりも危機防災	トの安全性、地域条件、危機管理体制、防
	になるものと思います。	 災体制といった視点で種々の安全対策を
	│ ・今後も継続して、滋賀県は被害地元である立場	 講じていくことが重要であると認識して
	を明確にすること、核燃料を使用した原発を止	います。
	めるように要請を続けていただきますようお願	
	いします。	
	・これは電力の問題ではありません。猛毒を風上	
	に置いたまま次世代に残す。滋賀の美しい土地、	
	命をどうやって守っていったら良いのでしょう	
	か。	
2	(P1 第1章 第2節 第1「滋賀県の地域に係る原子	
	力災害対策の基本となる計画」)	
	防災関係機関が策定する防災業務計画と抵触す	計画を策定するにあたっての、連携の必要
	ることのないように…(略)。)	性を謳っているものであり、ご意見のよう
	「抵触」を削除されたい。	な発災時の対応において、迅速な初動対応
	発災時の状況は、予想を超えることもあり、関係	を図ってまいります。
	先と緊密な連携は必要だが、抵触するかどうか判	
	断することで、初動が遅れるのではないかと不安	
	に感じます。	
3	(P1 第1章 第2節「計画の性格」第1 4行目)	
	箇所 防災業務計画と抵触することがないよう	
	(P2 第1章 第2節「計画の性格」第4 2行目)	
	箇所 県の地域防災計画に抵触することがない	
	ように	
	《意見》	
	抵触することがないようにしていては、例えば 54	この節では、計画の位置づけとして、各機
	頁の表にあるように 500 μ Sv/h まで被ばくしてか	関が作成する防災計画との連携を図る配
	らしか避難できないことになってしまう。よって、	慮の必要性を記述しているものであり、安
	住民等の健康や命にかかわると判断する場合には	全側の判断は抵触することにならないと
	首長の裁量により独自の判断で避難等を行うこと	考えており改定案どおりとします。
	がとても重要なので、命・健康を守るためのやむ	
	を得ない場合の例外もあることを定めて欲しい。	
4	(P1 第1章 第2節「計画の性格」)	
	記載された性格は、県が国の防災基本計画に従	参考意見とさせていただきます。
	い、かつ市町の地域防災計画を県の計画に従わせ	

るものですので、原子力発電の推進を計る国が誤 った原子力災害対策計画を示した場合には、それ に基づいて市町まで誤った計画に従わせることを 強制するおそれがあります。県民の生命、身体、 および財産を原子力災害から保護することを目的 とするならば、県の原子力災害対策は、国の指針 を批判的に検討した上で、県独自の原子力安全指 針を示すことが大切です。また、より安全な基準 を定めようとする市町の地域防災計画を妨げるこ とも避けなければなりません。

県が本気で「住民等の生命、身体、および財産 を原子力災害から保護することを目的とする」の であれば、原子力発電所の存続を前提とした国の 方針にそのまま従うのではなく、原発隣地県とし て原子力事故の発生を未然に防止するために原子 力発電所の近い将来の全廃を前提とした計画を示 <u>すべきです。</u>

(P2 第1章第4節 「計画の修正に対し遵守するべ 5 き指針」 4行目)

> 箇所 …原子力災害対策指針を遵守するものと する。

《意見》

・遵守するのが基本だが、「滋賀県の特性、独自性 │ 国が専門的・技術的事項等を定めた「原子 を考慮した修正をする」とかにして欲しい。 それに、大変だとは思いますが、もっと安全を重しえます。 視したものにして欲しい。

力災害対策指針」を遵守するのが基本と考

(P2 第1章 第4節「計画修正に際し遵守するべき指針」) 6

「遵守」という表現ではなく、「尊重しつつ、県| 民の安全を最優先するものとする」とし、県の独 自の防災対策を盛り込むべき。

理由:福島第一原発の事故がいまだ収束せず、被 害の規模も正確に把握されていない状態で策定さ れた原子力災害対策指針の防護措置基準は国民に 無用な被曝を強要している。

事故の教訓を生かすことなく、県民の生命にかか わる原子力災害対策を拙速に策定するべきではな **L1**。

原子力災害対策指針を遵守しつつ、独自の 対策が必要と判断したものについては、今 後とも積極的に取り組んでいきます。

7 (P5 第1章 第5節 第2「前提となる事態の想定等」) 日中9時から15時までの間で、滋賀県に影響を 及ぼす風向を考慮し、比較的風速が低い(~1m/s) 日を選定する。

放射性物質の拡散は、気象条件や地形によって 多様であるので、拡散予測を行う日時の選定に あたっては、風向や風速を限定せず、気象条件 が滋賀県や県内特定地域にとって最悪な被害が 予測される場合を考慮されるべきである。

参考意見とさせていただきます。

8 (P5 第1章 第5節 第2「前提となる事態の想定等」)

なぜ、キセノンとヨウ素に限定されるのですか。 他の核種について、特にプルトニウムについて、 想定されることや、危険性を住民に伝えて下さい。

核種の中で飛散しやすく、早期防護措置を考えていくため、甲状線被ばくの影響として重点に置かれてきた放射性ヨウ素とキセノンを取り上げ、シミュレーションを実施したものです。

プルトニウム239については、半減期が2万4千年という長期で、除染しにくい特徴を持っています。文部科学省によるプルトニウム238、239+240、241の核種分析の結果を見ると、プルトニウム238、239+240、241の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量は、セシウム134やセシウム137の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量と比べて、非常に小さいことが確認されました。

(参考1)

プルトニウム238、239+240 の沈着量の最 高値が検出された箇所における50 年間積 算実効線量

プルトニウム238(11Bq/㎡): 0.071mSv プルトニウム239+240(19Bq/㎡):

0.16mSv

プルトニウム241(150Bq/m²):0.029mSv

セシウム134、137 の沈着量の最高値が検 出された箇所における50 年間積算実効線 量

セシウム134(1.4×107Bq/㎡): 71mSv セシウム 137(1.5×107Bq/㎡): 2.0Sv (2,000mSv)

_			
			なお、琵琶湖への影響については、調査研
			究を進めているところです。
	9	(P5 第1章 第5節 第2「前提となる事故の想定」)	
		・原発密集している若狭の地震による複合事故を	ご意見のような視点について考えていく
		考えるべきである。	必要性を認識しています。
			なお、災害応急体制の整備として、複合災
			害に備えた体制の整備についても記述し
			ています。(第2章 第6節 第11)
1	0	(P5 第1章 第5節 第2「前提となる事態の想定等」)	
		防災対策はその地域で起こりうる最大の被害を想	参考意見とさせていただきます。
		定することが基本です。福島の原発事故において	
		は、国も東京電力も宮城県沖地震しか想定してお	
		らず貞観地震を想定していなかったことが大きな	
		要因の一つでした。今後関西で起こりうる原発事	
		故の想定として福島第一原子力発電所の事故を想	
		定していたのでは、それ以上の事故に対応できま	
		せん。福島第一原子力発電所の事故では関係者の	
		努力と M8 レベルの大きな余震が起こっていない	
		という幸運に恵まれて使用済み燃料プールの火災	
		が起こらなかったのでこの程度で収まっています	
		が、もしも4号機の使用済み燃料プールが倒壊し	
		ていたら東日本には人が住めなくなっていまし	
		た。若狭湾周辺の原子力発電所の直下または直近	
		には多くの活断層の存在が認められていますの	
		で、これらが動けば、1)制御棒の挿入に失敗す	
		る、2)強振動により多数の配管が損傷する、3)	
		活断層のずれにより格納容器が破損するなどの重	
		大事故も十分に想定できます。そうなれば、圧力	
		容器の水蒸気爆発等も予測されますので、福島第	
		一原子力発電所の事故よりもはるかに大きな事故	
		になるおそれがあります。そのような事故を想定	
		していない地域防災計画は不十分と言わざるをえ	
		ません。本計画は原発事故想定の前提条件が過小	
		評価となっています。福島第一原子力発電所の事	
		故よりも大きな原子力発電所事故に対応できる地	
		域防災計画でなければ住民の生命、身体、および	
		財産を原子力災害から守ることはできません	
1	1	(P6 第1章 第5節 第3「予測される影響等」)	
		これだけのシミュレーションをしてくださって	そのような事態にならないよう、国におい
		いるのですから、県民全員が県外に避難しなけれ	て安全対策のチェックや規制行政をしっ

ばならない事態を想定して下さい。また、それを | かりと講じていく必要があります。 積極的に行えるよう準備して下さい。

12 (P6 第1章 第5節 第3「予測される影響」)

- ・シミュレーションの基礎となっている 100~500 | 参考意見とさせていただきます。 ジ Sv という線量の高さに驚きます。これを年 間に換算すると恐ろしい線量になります。 従って、範囲はもっと広くすべきです。
- ・プルームの影響を受ける範囲も福島の経験から 50 kmは不十分です。

13 (P6、7 第1章 第5節 第3予測される影響等)

想定する原発事故の規模を福島第一原子力発電 所の事故のレベルとする前提が誤っていますの で、シミュレーションも過小評価です。

福島第一原子力発電所の事故では、原発から約 40km 離れた飯舘村でも大量の放射線物質が降り 全村避難を余儀なくされました。原発から 60km 以上離れた福島市においても 20 µ Sv/h を超える 放射能汚染が続き深刻な土壌汚染も発生して、本 来ならば人が立ち入ることができない放射線管理 区域に相当する地域になりました。したがって、 距離による影響区域の指定はあまり意味がないこ とは福島第一原子力発電所の教訓であったはずで す。関西では福島第一原子力発電所の事故を超え る規模の事故も十分に想定されますので、「住民等 の生命、身体、および財産を原子力災害から保護 することを目的とする」ならば、重点的に対策を 実施すべき地域を高島市と長浜市に限定すること なく、大津市や草津市を含めた滋賀県全域としな ければなりません。

「原子力災害対策を重点的に実施すべき 地域の範囲」を高島市、長浜市の一部とし ていますが、異常事態発生時の気象状況等 により、その他の地域に影響が及び、また は及ぶ恐れのある場合は、それらの地域で も必要な措置を講じていきます。

14 (P6 第1章 第5節 第3「予想される影響等」)

最悪の原発事故に関して想定されている被害範囲 が狭すぎます。被害範囲をどのように想定するか は原子力防災対策のすべての内容に影響を与え る、防災計画の根幹を成す最も重要な要因である ため、福島第一原発での事故を上回る事故が起き る可能性が存在していることを前提として、県が 提示している被害範囲の想定を抜本的に見直して ください。

原子力発電所の事故による周辺環境への 影響は、気象条件や周辺の地形等により異 なることから、原子力災害対策を防災対策 を重点的に実施すべき地域(UPZ の範囲) については、地勢等地域固有の自然的、社 会周辺状況等を勘案し、滋賀県が独自に行 った放射性物質拡散予測シミュレーショ ン結果を踏まえ総合的に考えたものです。 また、異常事態発生時の気象状況により、 原子力災害対策を重点的に実施すべき地

域以外の地域に影響が及び、または及ぶ恐れのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講じていきます。

15 (P7 第1章 第6節「原子力災害対策を重点的に実施すべき 地域の範囲」

第7節「放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置」)

規制委員会が示した拡散予測の結果のみによらず、県独自にもシミュ レーションを行い、より慎重な判断に基づく策定をされている姿勢を支持します。

参考意見とさせていただきます。

16 (P8 第1章 第7節「放射性プルーム通過時の被ばく の影響を避けるための防護措置」)

記載事項には具体性がありません。

福島第一原子力発電所の事故では高濃度の放射 性ヨウ素が広い範囲にまき散らされたにも関わら ず、国も福島県も医師も安定ヨウ素剤の服用を指 示しませんでした。そのため、2011 年度に検査さ れた 38,114 人の福島の子供達の約半数から甲状 腺に嚢胞やしこりが見つかりました。2012年末の 段階でそれらの子供達のうち3人が甲状腺癌と判 定され手術を受け、さらに7人が甲状腺癌の疑い ありとされています。福島医大の医師達が原子力 発電所の事故の影響を否定していますが、この段 階での 10 人の甲状腺癌(疑いを含む)の発生は異 常です。フィンランドやオーストラリアでは、安 定ヨウ素剤を飲む基準を 18 歳以下の場合には空 間線量率にして 10-20µSv/h、大人(19 歳以上 40 | 歳以下)の場合で 100µSv/h としています (41 歳 以上の大人は不要)。さらに先に述べたように、福 井県の原発では福島第一原子力発電所の事故を上| 回る事故が容易に想定されるため、より広い範囲 への安定ヨウ素剤の備蓄が必要であり、しかも学| 区または各家庭のレベルで備蓄しなければ緊急時 の服用には間に合いません。滋賀県の防護措置と しては、安定ヨウ素剤服用を県下の全学区に備蓄 し、子供達の服用の基準を空間線量率で 10µSv/h

(または 20uSv/h) のように明確に規定しておく

必要があります。

プルームの影響を考慮したPPAの導入 については、国においても今後の検討課題 とされているので、国の動きを注視しなが ら、来年度具体化をしていきます。

安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の 時期に大きく左右されること、また、副作 用の可能性もあることから、医療関係者の 指示を尊重して合理的かつ効果的な防護 措置として実施すべきであります。また、 原子力災害対策指針では、「原子力災害対 策重点区域のうちPAZ(約5Km 圏内) においては、避難に際して、安定ヨウ素剤 の服用が適時かつ円滑に行うことができ るよう、平時から地方公共団体が事前に住 民に対し安定ヨウ素剤を配布することが できる体制を整備する」となっています が、UPZ(約30㎞圏内)においては、 原子力規制委員会において具体的な手順 が検討中であり、今後の検討結果を踏まえ 改訂を行う予定です。

(P8 第1章 第8節「防災関係機関の事務または業 17 務の大綱」) (P65 第3章 第9節「緊急被ばく医療計画」) ・関係者(県・消防機関・警察)への被ばく管理|参考意見とさせていただきます。 はあるが、一般市民、ボランティア、直接現場 で従事している労働者には被ばく医療計画はあ っても「管理」という継続した考え方が認証さ れてない。万一、事故が起き、何らかの被ばく があった人達への継続した管理は必要であると 考える。 (P15 第1章 第9節(1)迅速な情報収集・伝達と住 18 民に対する情報伝達) 県は情報を「関係周辺市やその他の市町を通し ご指摘の点を踏まえ、取り組んでいきま て住民に的確に伝達するように努める」ことも重| す。 要ですが、迅速性を重視するならば、テレビやイ なお、高島市、長浜市に新規設置するモニ ンターネット等を通じて県から直接住民に情報を タリングポストについては、測定値を県ホ 伝えるべきです。特に、各地における放射線量、 ームページで、10分毎にリアルタイムで 風向と風速、1時間後の拡散予測などをリアルタ 更新していきます。 **イムで開示できる体制を整備すべきです。放射能**|びわ湖放送のデータ放送でも見ることが 災害から身を守るためは遠くに逃げるしか手段が できるように考えています。 ありませんので、避難のための詳しい情報を県民 に迅速に知らせることが大切です。福島第一原子 力発電所の事故では、住民を混乱させるおそれが あるということで、多くの情報が隠され、現在も なお隠されています。そのことがかえって住民に 不安を与え、かつ住民に不要な被ばくを強いるこ とになりました。 19 (P15 第 1 章 第 9 節 (3)「原子力防災に関する知識 の普及と情報共有」、P25 第2章 第6節 第10「専門 家の確保等」) 福島第一原子力発電所の事故の後、山下俊一、 参考意見とさせていただきます。 中川恵一、諸葛宗男などの御用学者がマスコミに 重用され、「低線量放射線は安全とする宣伝」が連 日流されました。そこでは 100mSv までの被ばくは 「安全 」 であり、 空間線量率 100 μ Sv / h までの地 域であれば避難は不要で、マスクもせずに外で遊 んでも何の問題もないなどというとんでもない教 育が行われました。それが現在の甲状腺異常の多 発の結果となって現れ、将来的には多様な病気を 引き起こす要因となります。現在も「正しく恐れ

	る」の名のもとに、「低線量被ばくは怖くない」と	
	いう教育が国や自治体により行われています。 <u>滋</u>	
	賀県が専門家を選ぶ場合には、福島県の過ちを繰	
	り返さないように、教育や研修に関わる専門家の	
	選別が大切です。専門家の選び方によっては、逆	
	効果になり住民を危険に曝すことになるというこ	
	とを肝に銘じておかなければなりません	
20	(P20 第2章 第6節 第1(1)「警戒配備体制の整備」	
	P45 動員体制の表	
	P45 第3章 第3節 第2 警戒配備時の活動体制)	
	震度5弱または震度5強の地震が発生した場	 ここでは、 震度 5 弱および震度 5 強のレベ
	合」の意味がわかりません。震度 6 弱、 6 強、 7	 ルにおいて、警戒配備をとることに言及し
	の地震は起こらないと考えているのでしょうか?	ています。
	ここでは「震度5弱以上の地震が発生した場合」	立地県において、震度6以上の地震が発生
	とすべきです。	した場合は、特別警戒事象として次のレベ
		ルである災害警戒本部を設置することと
		しています。
21	(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」)	
	(P43 第 3 章 第 2 節 第 6 「緊急時モニタリング」)	
	旧来と同様の体制では不十分ではないでしょう	│ │既存の環境放射能水準モニタリングポス│
	か。SPEEDI は活用できず,各発電所等が行う予測	 ト県内の9基に加えて、今年度、原子力発
	計算結果も期待できない。	│ │電所事故の際の放射線や放射性物質を監│
	滋賀県独自のモニタリングポストも復活すべき	視するために、長浜市、高島市にモニタリ
	である。常に福井県や国から正確な情報が伝達さ	ングポスト6基設置します。
	れるとは限らない。風下に位置する滋賀県だから	事故の際には、モニタリングポストの値の
	こそ、滋賀県独自の正確な情報を、独自で得られ	変化を注視していきます。
	る仕組みを作っておくべきである。	きめ細かなモニタリング体制の整備に向
	高島の方でも、モニタリングポストの位置が、	けて取り組んでいきたいと考えています。
	従来比較的低く測定される場所にあるという噂ま	
	で聞きましたが・・・。	
	県民を守るには、県で必要な正しい情報を得られ	
	る体制が必要だと思う。	
22	(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」)	
	モニタリングポストの更なる設置を視野にいれた	参考意見とさせていただきます。
	近い将来のモニタリング体制の整備・拡充の具体	
	的対策を改定案に盛り込むよう私たちは求めま	
	उ .	
23	(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」)	
	モニタリングポストとそのデータのディスプレー	ご意見の方向で、今後改善していきます。

	装置には必ず非常用電源を設置するようにしてく	
	ださい。	
24	(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」)	
	観測地点の地元がデータを直接見ることができ	 新規に高島市・長浜市に設置されるモニタ
	ないという意味のない運用体制は早急にあらため	リングポストのデータについては、モニタ
	るべきであり、地元でも見ることができるように	 リングポスト横に電光掲示板を設置し、住
	すべきです。	 民の方々に直接見ていただけるようにし
		ます。
25	(P24 第2章 第6節 第9「モニタリング体制等」)	
	新規に稼働するモニタリングポストに関して、デ	高島市、長浜市に新規に設置するモニタリ
	ータの回収・蓄積・解析ならびに公表を確実かつ	ングポストの測定値は 10 分毎にリアルタ
	迅速に行える確かな体制を築かなくてはなりませ	イムでHPに更新します。またデータの蓄
	6.	積についても行います。
26	(P26 第2章 第7節 第4「避難所等の整備」)	
	・災害時要援護者に女性、こどもを入れるか。	災害時要援護者は、高齢者、障害者、外国
	幼児・こども・女性(妊娠可能な年代)を入れ	人、乳幼児、妊産婦、在宅療養者等、災害
	て欲しい。	から自らを守るために安全な場所に避難
	()書きは書けなくても、女性の卵子を守ると	するなど災害時の一連の行動をとるのに
	いう意味合いの言葉が入ればと思いますが。	支援を要する人々と考えております。
27	(P27 第2章 第7節 災害時要援護者等の避難誘導・	
	移送体制等の整備)	
	《意見》	
	高速道路が封鎖、もしくは通行困難な状況があり	課題と受け止めます。
	えます。その際の対応も考えてください。	
28	(P27 第2章 第7節 第3「災害時要援護者等の避難誘導・移	
	送体制等の整備」)	
	(P61 第3章 第5節 第9「災害時要援護者への配慮」)	
	事故の際の避難について、特に障害者、介護を必	平常時から体制整備や避難の際の健康状
	要とする人たち , 病気療養中の人たちなど、優先	態への配慮、応急仮設住宅への優先入居な
	的に避難させる必要があると思いますが、そのよ	どに努めます。具体の避難のあり方につい
	うな手段は確保されるのでしょうか?交通手段	てはご指摘の点も含め、今後検討していく
	の確保、道路の確保などはどうやってなされるの	こととしています。
	でしょうか?	
29	(P28 第2章 第7節 第4「学校等施設における避難	
	計画の整備」)	
	・学校で児童・生徒が不要な被ばくをしないため	学校等教育施設での備えの検討は重要な
	に、原子力災害が学業中に起きた場合に、学校	ことと認識しています。
	が取るべき措置のマニュアルを整備する必要が	マニュアルについては検討しているとこ
	あると思います。	ろです。

	・事前に備え、火災の避難訓練のように訓練して、	退避など措置の方法については、それぞれ
	もしものときに備える	 の地域において、訓練を通じて効果的なも
	・マニュアルはシンプルな方がいい。	のを築いていくことも一手法と考えます。
30	(P28 第2章 第7節 第5「不特定多数の者が利用す	
	る施設における避難計画の整備」)	
	現在、高島市に居住する住民の多くが、JR 湖西	関係機関に、防災訓練を実施していただく
	線によって、大津・京都・大阪まで通勤できます。	よう働きかけていきたいと考えています。
	特に早朝の新快速電車では、新旭駅の乗降客が多	
	い。ホームにあふれるほどの人です。そのような	
	ときに原子力災害が起こったことを想定する訓練	
	は必須です。	
	~ に配慮した計画、訓練とするよう「努める。」で はなく、年 1 回の訓練は義務にしてください。	
31	(P28第2章 第8節 飲食物の出荷制限,摂取制限)	
	箇所 …県は、飲食物の出荷制限、摂取制限に	
	関する体制を定めておく。	
	《意見》	
	・放射能に関して、一時でも基準値を上げること	参考意見とさせていただきます。
	は認めないでください。問題があるから基準値	
	があるのです。それを変えなければならないよ	
	うな施設があるならば廃止するべきです。	
32	(P28 第2章 第8節「飲食物の摂取制限等」)	琵琶湖への放射性物質の影響については、
	農水産物ならびに湖水の放射能汚染に関する具体	現在、県琵琶湖環境科学研究センターにお
	的対策を事前に用意すべきです。	いて、シミュレーション調査を実施してい
		るところであり、その結果を受けて、来年
		度以降、必要な対策を検討していくことと
		しています。また、ご指摘の問題は広域的
		な課題であることから、関西広域連合をは
		じめ、関係府県とも連携していきたいと考
		えています。
33	(P29 第2章 第8節 飲食物の出荷制限,摂取制限)	
	箇所 …県は、住民への飲食物の供給体制をあ	
	らかじめ定めておくよう助言する。	
	琵琶湖が放射能汚染された場合の、安全な飲み水の	課題と受け止めます。
	確保を進めてください。	
34	(P36 第2章 第16節「防災訓練の実施等」)	
	(P38 第3章 第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡	
	体制および通信の確保」)	
	緊急時の情報収集や連絡の体制を整備し実効性を	より実効性のある訓練を行っていきたい
	備えたものにしてください。そのためには、これ	と考えております。

 ~)」(しょう) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「) 「	
1 40 1/2 =	
とが必要です。	
35 (P36 第 2 章 第 1 6 節「防災訓練の実施等」)	
形だけのものではない、実効性のある原子力防災 ご意見を踏まえ、今後工夫	していきます。
訓練を行うことが必要です。	
36 (P37 第 2 章 第 17 節「放射性物質の運搬中の事故に	
対する対応」)	
核燃料輸送中の事故に対する具体的対策がまっ │計画では、関係機関の役割	を示しており、
たく用意されていません。事故を想定しての、県 具体的対策については、消費	方庁がマニュア
内の道路で事故が起きた場合の具体的対策ならび ルを示しており、これに基づ	ブき対応するこ
にその手順を確立すると同時に、事故に備えた関 ととなります。	
係者の訓練を行うことが必要です。	
37 (P38 第 3 章「緊急事態応急対策」)	
緊急事態応急対策では全てが原子力事業者から 原子力規制委員会の初動文	寸応と連動して
の通報をベースにしていることに不安を感じま 迅速な対応を図ります。	
す。今回の福島の事故でも東電による隠蔽と思わ	
れても仕方のない事実が明るみに出ています。県	
民の安全を第一に考える県としては、事業者に頼	
らない独自の対策を考えて下さい。	
38 (P38 第3章 第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡	
体制および通信の確保)	
無理なことを言うかもしれませんが、オフサイ まずは、情報が集約される。	オフサイトセン
トセンター以外に、原子力事業者からの通報を待 ターに赴き、情報収集し連絡	洛することとし
つのではなく、県職員が事業所内に常に派遣され ています。原子力規制事務所	所の保安検査官
る態勢をとることができないのでしょうか。 がご提案の任務にあたって	こいただくもの
事業者を監視される立場で。 と考えます。	
39 (P38 第3章 第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡	
体制および通信の確保)	
独自に動いてくださる項目は4にありますが、 事故の際には、原子力発電所	所の所在県に設
放射能が滋賀県に到達してからでは遅すぎます。 置されているモニタリンク	ブポストの値を
現地で検知できる方法はないのでしょうか。 注視し、警戒を強めること	とします。
40 (P38 第3章 第2節「情報の収集・連絡、緊急連絡	
体制および通信の確保」 4 行目、P40 第3章 第	
2節 第2の1の2行目)	
箇所 …文書をファクシミリで送付(報告) 事業者においては、ファクミ	シミリ機器も複
・ファクシミリが利用できない状況に陥ることも 数設置され、通信回線の多動	
考え、その他のあらゆる伝達方法も用いること いるものと認識しています	
	(1).

41 (P40 第3章 第2節 第1「緊急時や特定事象発生 情報等の連絡」4) **「特定事象の発生を通報すべき数値」とはどのよ**|特定事象の具体的数値は福井県および滋 うなものですか。具体的数値を改定案のこの箇所 賀県で設置する空間線量率を測定する固 に明記してください。 定観測局で、5 µ Sv/h 以上の放射線量が 検出された時となります。 42 │ (P40 第3章 第2節 第1「緊急時や特定事象発生 情報等の連絡」4) 上記のような事態が生じた場合、県は国の機関 | 計画の38頁、「第2節情報の収集・連絡、 に直ちに連絡し、事業者に確認するとされていま 緊急連絡体制および通信の確保」に、基本 すが、県は国や事業者だけではなく、福井県の防 的な連絡体制の図を記しているが、詳細な 災部局、県内の関連自治体や県知事、県の危機管 ものは、今後マニュアル等を整備していき 理責任者などにも迅速に知らせる必要があるもの たいと考えている。 と考えられます。さらに、記載の手順を踏んで県 の通報に対する国の判断結果を知るまでにはかな り時間を要するのではないかと懸念されます。し たがって通報を行った後、場合によってはこれら の事態が発生する可能性があることを考慮に入れ て、通報後から明確な結論や方針が出るまでの間、 県がどのように対処すべきなのか、明確な方針を 定めておくことが必要ではないかと考えられま す。 43 (P51 第3章 第3節 第11「防災業務関係者の安全確 保」) (P52 第3章 第4節 第1「住民等への情報伝達・相 談活動」) 住民には防護服、防護マスクの支給はあるので 現在のところ、住民の方々の防護服の支給 しょうか。福島では、フルアーマー防護服の公人と、手|に向けた備えはありません。 「危機を正確に伝えること」の重要性につ 袋もマスクもない住民が握手していました。せめ てそれぐらいの防護がいる事態であることを「不| いては認識しており、周知に向けた取組を 着実に進めていく必要があると考えてい 安を取り除く」のではなく、「危機を正確に伝え、 自己防衛を促す」ことをしてください。特に、妊人 ます。 産婦、こどもたちに。 (P51 第3章 第3節 第11「防災業務関係者の安全確 44 保」) **危険にさらされた住民の放射線測定、被ばく管** | 今後、マニュアルを作成する中で検討して 理、ならびに防災業務関係者の被ばく管理に関すしいきます。

る計画に具体性が欠けています。

(P52 第3章 第4節「住民等への情報伝達・相談活

45

動」)

いざ事故が起こった場合,正確な情報をしっか りと、すべての県民に伝えることは出来るのでし ょうか?その場合,どんな手段で行うのでしょう か?誤った情報,デマなどの流布にはしっかり対 応できるのでしょうか?この「計画」では,その ような点について、具体性がないように思います。

滋賀県が警察や関係周辺市とも連携しな がら、テレビ、ラジオ、インターネット、 新聞等、利用可能な様々な手段を活用し、 分かりやすい情報を繰り返し提供してい きます。

また、風評被害対策についても、安全性が 確認されたものについては、速やかに広く 継続的に広報を行っていきます。

46 (P52 第3章 第4節「住民等への情報伝達・相談活動」)

> また、緊急時どのような方法で市民に伝達するの| か明確になっているのか。

滋賀県が警察や関係周辺市とも連携しな がら、テレビ、ラジオ、インターネット、 新聞等、利用可能な様々な手段を活用し、 分かりやすい情報を繰り返し提供してい きます。

47 | (P52 第3章 第4節 第1 1(1)「関係周辺市の住 民に対する情報伝達」)

(P52 第3章 第4節 第1 2「県民等に対する情報の 提供」)

「不安の解消や住民生活の混乱の防止」を重点に|参考意見とさせていただきます。 すると、真に危険な情報を隠したり、誤った情報 を流すことになりかねません。実際にそういうこ とが福島では行われてきました。危険情報であっ ても開示しないと住民をさらに危険に曝す事にな り、より大きな不安と混乱をもたらします。

「県下における原子力災害に伴う混乱を未然に 防ぎ」も同様で、混乱を起こさないように情報を 隠すということになりかねません。危険な情報こ そ隠さずに住民に伝えることが大切です。

(P53 第3章 第4節 第3「風評被害対策」) 48

> 県にお願いしたいのは、防護してあたりまえ、 マスクしてあたりまえ、放射能に汚染されていな **い食物をこどもに与えるのは当たり前であるとい**| う姿勢です。流通や生産者の方々を守ることもも ちろん大事です。でも、生産者の方を守るのでし たら、原発をとめることを要請し、電力事業者に 補償させてください。

緊急事態が起きた際には、地産地消の給食を直 **ちに検討しなおし、汚染のない食材を子ども達に**|応をしていきます。

琵琶湖を抱える滋賀県としては、近畿 1,450 万人の命の水源である琵琶湖が放 射能に汚染される可能性を特に切迫した リスクと認識しています。

リスクを抱える原発を今後も維持すると いうことについて、国において十分議論い ただくことが必要と認識しています。

食の安全には十分配慮し、できる限りの対

与えてください。

49 (P53 第3章 第4節 第3風評被害対策

P72 第4章 第8節風評被害等の影響の軽減)

原子力発電所の放射能漏れ事故は台風や津波と | 参考意見とさせていただきます。 は異なり、実際に放射性物質がばらまかれ、それ が何十年何万年も残るという被害を与えるもので すから、風評被害ではなく実質的な被害です。5 5 頁に記載されている放射性セシウム 500Bg/kg の基準値以下なら安全が確認されたというもので はありません。実際に現在でも 100Bq/kg の福島産 のセシウム米が全国に流通しており、国民は毎日 知らず知らずのうちに放射性物質を食べさせられ ています。「食べて応援」のような危険な行為を自 治体が率先して行うべきではありません。地域の 農林水産業や地場産業を守るためには、原子力発 電所の事故を起こさせない = 原子力発電所をなく すことしかありませんので、滋賀県はそのような 対応をすべきです。

我が国には国民を放射線障害から守るための法 令があり、福島第一原子力発電所の事故以前には 厳密に守られてきました。電離放射線障害防止規

4万 Bg/m2 以上の汚染された土地には住民は入る ことはできませんし、そこで作られた作物は放射 線管理区域外に持ち出すこともできません。県が 「風評被害」の防止の名のもとに規則を破り、国 民を被ばくさせることは許されません。

50 | (P54 第3章 第5節 第2別表「防護措置基準」)

則には、放射線管理区域の規定があり、

- ・基準値があまりにも高い。福島のこどもたちの | 自治体が計画を策定する際の科学的・客観 健康被害の現状やこれから更に起きるであろう 内部被ばくの影響を考えるとあまりも高い数 | 的事項等を定めた「原子力災害対策指針」 値。しかもこれもこどもたちや妊産婦を考慮し ていない。
- ・滋賀県独自のより安全な計画書の作成を望む。

51 (P54 第3章 第5節 第2別表「防護措置基準」)

> ・500 µ Sv/h まで被ばくしてからでないと、避難| できないなんて、健康を害してしまう。2時間 で平常時の被ばく線量限度量に達してしまう。

的判断を支援するため、国が専門的・技術 に準拠するものです。

防護措置実施の判断基準(OIL:運用上の 介入レベル)に準拠しています。

なお、今後の指針の改定がなされた際は、

さっさと避難できるようにして欲しい。 20µSv/hでどうか。

・滋賀県独自のより安全な計画書の作成を望む。

その内容を踏まえた見直しをしていきま す。

52 | (P54 第3章 第5節 第2防護措置基準)

《意見》要旨

福島第一原発の事故を教訓にせず、原子力災害対策指針の基準改定を先取りした記載がされているのは、遺憾です。事故が起きた際の防護基準(避難、食物摂取)については、県独自でもっと厳しい基準を設定していただきたい。

この基準では、事故が起きた際、県民は行政の 発する情報を信頼せず、各自で避難行動をとらざ るを得なくなります。

高い放射線量を計測してから避難するのではなく、SPEEDI等を活用して、被ばくする前の段階で速やかに避難する計画の変更してください。また、事故直後の基準とはいえ、食物・水等の基準もあまりに緩やかで、これでは安心して食事ができません。乳幼児、妊婦を含め、県民の健康を守る視点で県独自でも厳しい基準を設定してください。

防護措置実施の判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に準拠しています。

なお、今後の指針の改定がなされた際は、 その内容を踏まえた見直しをしていきま す。

なお、線量についての予測情報が得られた場合には、その結果を判断基準とすることとしています。

53 (P54 第3章 第5節 第2「防護措置基準」)

別表 1 防護措置基準 避難基準 500 µ S V / h この数値は、フクシマ事故に比すると 5 キロ地点(大熊町)でしか避難できないもので、さらに平常時の1万倍で2時間で平常時の一般人の年間被曝限度量(1m S V)に達するほど高い数値になる。また39キロ地点で全村避難となった飯館村は44.7 µ S V / 時であったことを考えると、この基準では避難指示が遅れ住民は無用の高い被曝を強いられることにる。

本年2月13日に福島県民健康管理調査検討委員会が解さされ、平成23年度に3万8千114人の小児甲状腺検査が行われた中で、甲状腺ガンであることが確定した子どもが3名,疑わしい子どもが7名と発表されました。これは、放射性ヨウ素が最も大量に流れたいわき市方面の検査は未実施の中での結果である。ベラルーシでは,チェルノブイリ事故の翌年の甲状腺ガン登録が4名であった。チェルノブイリとほぼ同じ経過をたどり

原子力災害対策指針の判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に準拠することを原則としていますが、県としては、従前の予測線量に基づく指標も引き続き活用することとしており、場合によっては、放射性物質放出前からの避難の可能性も考慮しています。

なお、今後、指針の改定がなされた際は、 その内容を踏まえた見直しをしていきま す

妊婦については、災害時要援護者対策の中 で検討していきます。 つつあること、そして、100万人に1人しか発生しないはずの子供の甲状腺ガンが,すでにこれだけ発生していることに戦慄を覚える。この現状を見るならば、高被曝をもたらすこの避難基準では、大量のガン患者を生み出すことになり、県民の健康を守ることができない。

また、原子力規制庁の説明では、30㎞圏内の場合は、「原子炉を冷却する全ての機能が喪失」してから避難の準備を開始し、放射能が放出された後、上記の基準値を上回る線量が確認されてから屋内退避、避難開始となっています。まさに放射能が漂う中を避難することになっているのです。

さらに、未来の県をになう子どもを生み出す妊婦は、極力被曝は避けなければならないのに、妊婦についての避難基準がない。

国の指針に基いた避難準備・開始の計画では、 住民の被ばくを防ぐどころか、多くの被害を生む ことになるため、以下のことを取り入れられたい。

> 緊急防護措置の避難基準について、県として、少なくとも20µSV/時以下で避難ができるように独自の避難基準を設けること。 妊婦にかかる県独自の避難基準を設けること。 と。

54 (P54 第 3 章 第 5 節 第 2 「防護措置基準」)

OIL 1 の国の避難基準 500μSv/h は数時間以内に避難すべきレベルとされています。また OIL2 の一時移転基準 20μSv/h は 1 週間以内に一時移転すべきレベルとされています。ところがその間のレベルに関しては国として厳密な規定がありません。これでは 480μSv/h の地域の住民が 1 週間も放置される恐れがあります。滋賀県としては、たとえば 250-500μSv/h ならば 1 日以内、100-250μSv/h ならば 1.5 日以内、50-100μSv/h ならば 2 日以内などの避難基準をきめ細かく設定すべきです。そして放射線管理区域(土壌汚染なら 4 万ベクレル/m2 以上、空間線量率なら 0.6μSv/h 以上)には人を残さないという法令に従った計画が必要です。

* 別表 1 防護措置基準の一時移転基準の概要中に

原子力災害対策指針の判断基準(OIL:運用上の介入レベル)に準拠することを原則としていますが、県としては、従前の予測線量に基づく指標も引き続き活用することとしており、場合によっては、放射性物質放出前からの避難の可能性も考慮しています。

緊急事態においては、実効線量の値だけでなく、SPEEDI等の予測情報も活用し、総合的な判断をしていきます。

なお、今後、指針の改定がなされた際は、 その内容を踏まえた見直しをしていきま す。

修正します。

	「住民等を数1週間程度内に」のように不適切な	
	文字が残っています。	
55	(P57 第3章 第5節 第4屋内退避、避難誘導等の	
	防護活動の実施)	
	風下になった場合、風向きと直角方向(あるいは	事故の際には、状況を判断し対応してまい
	場合によっては風上)が有効な避難方向であるこ	りたいと考えています。
	とを念頭に,計画を立てること。	
56	(P57 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等	
	の防護活動の実施」)	
	もし県域を超えた避難になる場合、県域を超え	県域を越える広域避難については、国主導
	る広域な避難等については「予め」近隣県市なら	のワーキンググループや関西広域連合と
	びに関西広域連合とは協定等を結んであるのでし	も連携し、実効性のある計画となるよう検
	ょうか?事故が起きてから・・・では遅いので、	討を進めています。
	事前に締結しておいて頂きたい。	
57	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の	
	防護活動の実施」)	
	近隣府県市への応援要請から避難受け入れまで、	迅速な応援要請をすることとしています
	どれくらいかかるのか?	が、具体的な所要時間まで検討しているわ
		けではありません。避難受け入れまでに迅
		速な対応がとれるよう、関西広域連合や他
		県と協議していきます。
58	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の	
	防護活動の実施」)	
	・県外への避難を自主的、積極的にシミュレーションと準	県域を越える広域避難策については、実効
	備をお願いします。関西広域連合は、何も対策	性のある計画検討を、関西広域連合ととも
	が進んでいません。独自に県外への広域避難の	に調整しながら進めていきたいので、ご理
	ルート等、風下でない方角への避難を、県下の	解をいただきますようお願いします。
	全住民に知らせてください。広域避難を関西広	
	域連合にまかせるのは、やめてください。	
	県内避難は、広域避難と呼ばないでください。	
59	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の	
	防護活動」)	
	・防災シミュレーションが滋賀県全土を覆い、尚	災害時の迅速な避難のため、まずは4市と
	且つ風下に位置する東近江市や蒲生への避難は	の協議を進めることとすることを記述し
	おかしい。風下と直角方向への避難を促すべき。	ています。災害が発生したときの状況に応
		じて、適切な避難措置等を国と連携し判断
		していきたい。
60	(P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等の	
	防護活動の実施」)	

・県内の受け入れ市として,大津市、草津市、甲 賀市および東近江市の名前が挙がっているが, プルームの通過状況によって距離が離れれば被 曝量が減るとは限らないのでは?

県のシミュレーション結果等をもとに、まずは大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行う計画としていますが、状況に応じて他の市町にも協力を求めます。

61 (P58 第 3 章 第 5 節 第 4 「屋内退避、避難誘導等 の防護活動の実施)

改定案では県北部の高島市や長浜市などの市民を県南東部に避難させるとしていますが(改定案の概要に付された図を参照)この避難の方角は間違っており、放射能雲の流れる方向(多くの場合、北西から南東へと向かうものと考えられます)に対して直角方向に避難して、できるかぎり迅速に放射能雲の流れから遠ざかることが必要です。すなわち、住民をできる限り南西あるいは北東の方角に避難させるべきです。具体的には高島市民の場合は大津市南部か大津市を経て京阪神方面へ、長浜市民の場合は米原を経て岐阜・名古屋方面へと避難させることが必要です。

今回の計画は、県内避難に限定して検討したものであり、県域を越える広域避難については、国主導のワーキンググループや関西広域連合とも連携し、実効性のある計画となるよう検討を進めています。

62 (P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等 の防護活動の実施」)

福井県からの避難民に関する対策が示されていません。

福井県と調整していくこととします。 県域を越える広域避難については、国主導 のワーキンググループや関西広域連合と も連携し、実効性のある計画となるよう検 討を進めています。

63 (P58 第3章 第5節 第4「屋内退避、避難誘導等 の防護活動の実施」)

生活物資が確実に補給されるという保障がない限り、屋内退避はせいぜい数日間に留め、できる限り迅速に危険視される地域から退避させるということを緊急時の避難対策の基本とすべきであると考えられます。

プルームの影響を考慮したPPA導入に 関する今後の国の議論等を踏まえながら、 さらに検討を継続します。

64 (P59 第3章 第5節 第5「避難場所」)

「男女のニーズの違い等」

県の防災会議や本対策の席に、女性は何割おられるのでしょうか。

女性の参画が僅かでは、この記述に不安があります。51 頁の女性の被ばくについても同様に感じます。

現在、「滋賀県防災会議」構成員数は59 名であり、その内女性の委員は8名です。 (13.5%)

ご意見のとおり、今後とも女性委員の参画 が高められるよう充分留意して、取組を進 めてまいります。

(P60 第3章 第5節 第8安定ヨウ素剤の予防服用1行目) 65 箇所 …または独自の判断により… 《意見》 良いことだと思う。国の指示に従っていては安定|参考意見とさせていただきます。 ヨウ素剤を服用するタイミングが遅すぎたり、服 用する対象者が狭すぎたりしかねない。 このような姿勢で臨んで欲しい。 66 | (P60 第3章 第5節 第8 安定ヨウ素剤の予防服用 **ボーランドでは、全国民に配布している。間に合**│原子力災害対策指針の検討を踏まえ、対策 わない。30 km圏内を避難させてから遠い地域を避しを検討していきたい。 難させるのでは間に合わない、同時に移動させて 欲しい。 67 (P60 第3章 第5節 第8 安定ヨウ素剤の予防服用) 安定ヨウ素剤はどのような条件下で飲むのか。ま | ・安定ヨウ素剤は、避難所において、医師 の指導監督の下、服用していただきま た、どのような副作用があるのか。 す。 ・副作用については、チェルノブイリ事故 直後にポーランドで安定ヨウ素剤を配 布した例や医療現場におけるヨウ素剤 の使用経験から、重大な副作用の発生は 極めて稀です。 副作用としては、 ・ほてり感 ・皮疹 ・頭痛 ・関節痛 ・胸やけ ・吐き気 ・下痢 等があります。 (P61 第3章 第5節 第8 安定ヨウ素剤の予防服用) 68 (P67 第3章 第9節 第3 緊急被ばく医療措置) 事故の際に,特に子どもたちに飲ませるヨウ素剤| 安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の 時期に大きく左右されること、また、副作 は、しっかり確保されているのでしょうか?どこ へ行けば手にはいるのでしょうか?どのタイミン 用の可能性もあることから、医療関係者の グで飲ませれば良いのでしょうか?学校や幼稚 指示を尊重して合理的かつ効果的な防護 園、保育園などでは、しっかりした訓練は出来て 措置として実施すべきであります。また、 いるのでしょうか? 原子力災害対策指針では、「原子力災害対 策重点区域のうち P A Z (約5 Km圏内)に おいては、避難に際して、安定ヨウ素剤の

服用が適時かつ円滑に行うことができるよう、平時から地方公共団体が事前に住民に対し安定ヨウ素剤を配布することができる体制を整備する」となっていますが、UPZ(約30Km圏内)においては、原子力規制委委員会において具体的な手順が検討中であり、今後の検討結果を踏まえ改訂を行う予定です。

69 (P60 第3章 第5節第8「安定ヨウ素剤の予防服用」) (P66 第3章 第9節 第3緊急被ばく医療措置)

原子力災害は、発生の認知から数時間で放射性 ヨウ素が滋賀県上空に達することもあるでしょ う。「国および国の専門機関の指導・助言をもとに」 「県災害対策本部長が決定」し、さらに「救護所 に配置された医師の指導監督のもと」「問診を行っ たうえで」というのは非現実的ではないでしょう か。「避難所および救護所設置決定を受けて安定ヨ ウ素剤の搬送開始を決定する」というのも実際、 地震等で交通が麻痺していれば、対応できない。

避難所となる可能性のある場所に事前に配置 し,ヨウ素剤に対するアナフィキラシー等の問診 についても事前に実施する必要がある。健康診断 や通常の風邪などの問診時に、かかりつけ医に判 断してもらっておくなどの徹底をしてほしい。 事故発生後には、係員が事前の問診および年齢条 件等によって決まった住民に配布,服用の可否に ついては自らが自らの責任において判断し服用す ることでよいと思う。実際、福島でも学校長の判 断で、たった1校の高校のみ、ヨウ素剤を配布さ れ飲まれたと聞いている。その他の自治体では所 有されているにもかかわらず配布されなかった。 結果、どうなったか、多くの甲状腺被害が今も増 え続けている。今回このように検討されるのであ れば、ぜひとも市民に必要な時期にきちんと配布 されるようご検討お願いしたい。

安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の 時期に大きく左右されること、また、副作 用の可能性もあることから、医療関係者の 指示を尊重して合理的かつ効果的な防護 措置として実施すべきであります。また、 原子力災害対策指針では、「原子力災害対 策重点区域のうちPAZ(約5Km圏内)に おいては、避難に際して、安定ヨウ素剤の 服用が適時かつ円滑に行うことができる よう、平時から地方公共団体が事前に住民 に対し安定ヨウ素剤を配布することがで きる体制を整備する」となっていますが、 UPZ(約30Km圏内)においては、原子 力規制委委員会において具体的な手順が 検討中であり、今後の検討結果を踏まえ改 訂を行う予定です。

70 (P60 第3章 第5節 第8「安定ヨウ素剤の予防服用」) 安定ヨウ素剤の予防服用のためにヨウ素剤を確実 かつ迅速にすべての住民に配布する具体的方策を 用意すべきです。

安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重して合理的かつ効果的な防護

措置として実施すべきであります。また、 原子力災害対策指針では、「原子力災害対 策重点区域のうちPAZ(約5Km圏内)に おいては、避難に際して、安定ヨウ素剤の 服用が適時かつ円滑に行うことができる よう、平時から地方公共団体が事前に住民 に対し安定ヨウ素剤を配布することがで きる体制を整備する」となっていますが、 UPZ(約30km圏内)においては、原子 力規制委委員会において具体的な手順が 検討中であり、今後の検討結果を踏まえ改 訂を行う予定です。 (P61 第3章 第5節 第 13「飲食物および生活必需品の供 71 給」)(P62 第3章 第7節「飲食物の摂取制限等」) 汚染地帯となる。近畿の水甕である琵琶湖の水や 琵琶湖への放射性物質の影響については、 琵琶湖に注ぎ込む周辺の河川の水も汚染される。 現在、県琵琶湖環境科学研究センターにお そうなれば、県内避難であろうと県外の広域避難 いて、シミュレーション調査を実施してい であろうと、備蓄した飲料水には限りがあり、人 るところであり、その結果を受けて、来年 間の生活に必要不可欠な汚染されていない飲料水 度以降、必要な対策を検討していくことと が確保できないことになる。これは避難者のみな しています。 らず県民、ひいては近畿圏の住民の生存にさえか また、ご指摘の問題は広域的な課題である かわる問題である。にもかかわらず、この計画に ことから、関西広域連合をはじめ、関係府 は飲料水が沸いて出てくるかのように、飲料水の 県とも連携していきたいと考えています。 確保についての記述がない。これではまさに絵に 描いた餅である。飲料水をどう確保するのか明確 な記述をお願いしたい。 | (P61 第3章 第5節 第 13「飲食物および生活必需品の供 72 給」) 琵琶湖の水が放射能汚染された場合、水道水は使し 飲料水については、市町の給水計画により えないわけで、避難者の生活用水の備蓄、調達は 応急給水の対応を図ることとしています。 充分にできるのか。何日分の水があるのか。 県としては、10,344 リットルの備蓄や、 他県、国等と連携し、市町の給水活動を支 援していくことしています。 73 (P62 第3章 第7節「飲食物の摂取制限等」) **飲食物の摂取制限に関する対策は、国の指示を待**|ご意見の方向で、今後見直していきます。 って講じられることになっていますが、緊急時に は国からの要請や国の指示が間に合わない可能性 が大きく、そのため県自らの判断で暫定的にでも 措置を講じることが必要とされます。

74	(P69 第3章 第11節「自発的支援の受入れ等」)	
	・国内・国外から多くの支援の申し入れがあった	 そのような事態になった場合には、積極的
	ら、積極的に対応してください。	に対応していきたいと考えております。
	・SPEEDIの情報が得られないときは、ドイツが	また、様々な教訓を糧に、防災対策を考え
	行った拡散予測なども、滋賀の国内放送で放送	ていく必要があるものと考えています。
	してください。チェルノブイリの教訓がある	CV1 (35 2 11 15 2 15 15 2 17 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15
	国々の助言を、IAEA よりも WHO よりも優先	
	してください。	
75		
10	力団排除」)	
	・県内が汚染された場合、どんなに大変でも、汚	│ │そのような事態となった場合、国や関係機
	染は県内処理してください。広域処理されませ	関の支援を得て、処理対策を検討していく
	んように。核の汚染は拡散しないでください。	必要があると考えます。
76	最もすべきことは、あらゆる方法を総動員して、	安全対策は重要と認識しています。
70	原発を廃炉にさせる事の筈です。	文主対象は重要と認識しています。 ご意見を参考にさせていただきます。
	地震等の災害に対して、安全に運転する技術はな	こ念元を多与にことでいたにこより。
	いことが分かっているのですから。	
	運転していること自体が、住民の安全・命を賭け	
	に晒していることです。	
77	滋賀県は自然豊かな地であり、原発事故で汚損	
' '	されることを極力減ずるエネルギー政策を本計画	ラ与思元とごとといただとより。
	と同時に立てて、未来の県民へ安心して渡せるよ	
	う願っております。	
78	原発大事故に、防災など何の意味もない。	│ │原子力発電所の稼働にあたっては、プラン
10	放射能の来ない方向に、ただ、ひたすら逃げるの	トの安全性、地域条件、危機管理体制、防
	み。住民と琵琶湖を守る唯一の方法は、「原発をな	災体制といった視点で種々の安全対策を
	くすこと。」	講じていくことが重要であると認識して
	、すここ。」 県は、そのため最大の努力をするべし。	開ひていくことが重要であると認識して
79	#は、このため最大の另方をするへし。 誰のための防災計画なのか,誰が読んでどう行	
13	動すべきなのか、必要事項を網羅すればよいとい	
	う、形式的なものに思えてなりません。もし、十	9 0
	分に県民に内容を周知させたいのなら、それぞれ	
	の対象者に対するダイジェスト版のようなものを	
	作り、それを配布するなどの方法が必要なのでは	
	ないでしょうか。それぞれの地域住民は,万一の	
	事故の場合、どう行動したらよいのか、地域の自	
	主防災会としては、どうすべきなのか、学校や幼	
	稚園ではどうなのかなど。	
	1年四(16) グラングング・グラング	
80	<u></u> 私は,日本の原発はすべて即時廃炉にすべきだ	
UU	1416,日午少水元はす、「「即町洗が「じょ、」」で	グラ志元しいとしていただけより。

	と思っています。原発は経済的にも,科学的にも,	
	考えています。原発がなければ、そもそもこのよ	
	考えています。原発がなければ、そもぞもとのよ うな防災計画は一切必要がありません。なにより	
	も,滋賀県は,嘉田知事を先頭に,「卒原発」のた	
	めに全力を尽くして欲しいと思います。	
81	自然災害は防げないことから、防災計画・避難	参考意見とさせていただきます。
	計画は必要である。しかし、以前の国民保護計画	
	もそうだが、人為的なものは防げる。避難しなく	
	てもその原因を取り除けば、避難計画など必要な	
	い。つくらなくていい原発を作り、福島の教訓に	
	学ばず原発を再稼動しようとするから、事故が起	
	きた際の避難計画が必要になってくるのだ。事故	
	を生む直接の原因である原発の稼動を止めて廃炉	
	にすればよい。原発を稼動させて、その結果事故	
	のため強制的に避難させることは、人間の命を脅	
	かし、居住権、教育権をはじめ平和のうちに暮ら	
	す権利を奪い、仕事も奪ってしまうものである。	
	であるならば、人類の生存を脅かす「絶対的リス	
	ク」である原発を稼動をさせることを前提とした	
	「避難計画」は、作ってはならない。まず、原発	
	の稼動を停止し廃炉を決定し、今ある危機を除去	
	した上で、廃炉作業上におこりえるリスクとして	
	の避難計画と防災計画を作るべきである。このこ	
	とを県として規制委員会と政府に要請すべきであ	
	వ .	
82	原子力災害対策における最も重要なことは、未	現在、安全協定締結のため原子力事業者と
	然に事故を防ぐための方策をできる限り講じてお	協議を行っています。
	くことです。この目的のために、電力事業者との	
	安全協定などを通じて、関連自治体にとって大切	
	な情報をできる限り情報公開することを電力事業	
	者に義務づけてください。	
83	県の改定案における事前対策、応急対策の内容	県の防災計画は骨格を示し、具体的な部分
	の多くは具体性に乏しく、そのためこれらの対策	は市町の計画の内容に反映されるため、市
	に関する計画の実効性は不確かなものになってい	町と連携し、計画を作成していきたいと考
	ます。もっと具体性を備えた高い実効性を有する	えている。
	計画を策定してください。	
84	もっと福島原発事故がもたらした教訓を真剣に	参考意見とさせていただきます。
	学び取って、計画に策定に役立ててください。	
		<u> </u>